# (旧)管理計画書 平成18年7月策定

## 第1 管理計画区設定方針

#### 1 管理計画改訂方針

阿寒国立公園川湯地域管理計画は、平成3年3月に作成され、今日までに15年が経過した。この間、公園計画を2回変更したほか、環境基本法施行に伴う環境基本計画の閣議決定、行政手続法施行に伴う申請に対する審査基準の明確化への対応等、国立公園を取り巻く社会的状況の変化があった。今回の改訂は、このような地域の現況や特性を基に、従来から行ってきた管理や指導方針を踏まえ、審査基準を明確化し自然環境の保全と各種行為の調整を図ると共に、適正な公園利用の推進を図るため作成するものである。

#### 2 管理計画区区分方針

阿寒国立公園は昭和9年12月に指定され、屈斜路湖、摩周湖及び阿寒湖の3つのカルデラ湖と雄阿寒岳、雌阿寒岳、摩周岳、硫黄山等の火山、雄阿寒岳山麓に広がる混交針葉樹林の原生林など「森と火山と湖」の多様な自然を内包している。この国立公園は、自然条件、利用形態等の特性から屈斜路カルデラを中心とした川湯地域と阿寒湖を中心とした阿寒湖地域に2分されるため、それぞれ別の管理計画として、今回は川湯地域管理計画の改訂を行う。なお、従来は川湯地域管理計画中で、摩周管理計画区及び屈斜路管理計画区の2つの管理計画区を設定して個別に取り扱っていた。しかし、取扱いに差異が見られないため、本改訂では、川湯地域を1つの管理計画区として取り扱うよう変更した。

## 第2 川湯管理計画区

## 1 管理の基本的方針

# (1) 保護に関する方針

## ア 風致景観の特性及び保全対象

- ・阿寒国立公園川湯地域は、屈斜路カルデラと摩周カルデラの2 つのカルデラから成り立ち、それぞれ屈斜路湖と摩周湖を抱え ている。これらの外輪山は優れた眺望を有しており、屈斜路外 輪山上には野上峠、藻琴峠、小清水峠、美幌峠及び津別峠、摩 周カルデラには摩周第一展望台、摩周第三展望台及び裏摩周展 望台がある。その他にも摩周岳、西別岳及び藻琴山からの眺望 は秀でている。
- ・当地域内の湖沼のうち摩周湖は世界でも有数の高い透明度を誇り、人手がほとんど加わっていない原始的な景観を残している。また、国際的な環境モニタリング湖沼として登録されており、環境指標としても極めて貴重な湖沼である。
- ・屈斜路湖は、一部湖岸で集落となっている場所を除き、周囲を 針広混交林に囲まれている静寂な湖であり、屈斜路外輪山と一 帯となって優れた風景を作り出している。
- ・この地域は現在も火山活動の影響が顕著で、中でも硫黄山は、 今なお活発に噴気活動を続けている。硫黄山山麓に広がるつつ じが原は、硫黄山の活動の影響で低標高にも関わらず 100 へク タールにも及ぶハイマツーイソツツジ群落が形成されている ほか、川湯市街周辺にはアカエゾマツの純林が広がっている。 また、ポンポン山、湯沼(キンムトー)周辺及び和琴半島など では地熱の影響で冬でも積雪がない特異な風景を作りだし、コ オロギの仲間のマダラスズが成虫のまま越冬したり、生息の北 限となるミンミンゼミが隔離分布している。
- ・屈斜路外輪山は最高峰の藻琴山でも標高 1000 メートル以下の 比較的低い位置にあるものの、摩周岳から西別岳にかけての稜

#### (新)管理計画書

#### 第1 管理計画区設定方針

#### 1 管理計画改定方針

阿寒<u>摩周</u>国立公園川湯地域管理計画は、平成3年3月に作成され、平成18年に改定されている。この間、公園計画を平成25年、平成29年、令和3年に変更し、平成29年には阿寒国立公園から阿寒摩周国立公園に名称変更、令和3年には屈斜路湖の車馬等乗り入れ規制がされている。また、平成28年には訪日外国人を惹きつける取組みを先行的・集中的な取組みを実施する国立公園の一つとして選定され、特に国立公園の利用に関する新たな取組みを進めていく中で、従来の方針では対応できない場合が生じている。

<u>このような状況を踏まえ、今回の一部改定は、屈斜路湖の動力船</u> 規制等に係る許認可の取扱いの明確化等を行うものである。

#### 2 管理計画区区分方針

阿寒国立公園は昭和9年12月に指定され、屈斜路湖、摩周湖及び阿寒湖の3つのカルデラ湖と雄阿寒岳、雌阿寒岳、摩周岳、硫黄山等の火山、雄阿寒岳山麓に広がる混交針葉樹林の原生林など「森と火山と湖」の多様な自然を内包している。この国立公園は、自然条件、利用形態等の特性から屈斜路カルデラを中心とした川湯地域と阿寒湖を中心とした阿寒湖地域に2分されるため、引き続き別の管理計画として、今回は川湯地域管理計画の改定を行う。

#### 第2 川湯管理計画区

# 1 管理の基本的方針

## (1) 保護に関する方針

## ア 風致景観の特性及び保全対象

- ・阿寒国立公園川湯地域は、屈斜路カルデラと摩周カルデラの2 つのカルデラから成り立ち、それぞれ屈斜路湖と摩周湖を抱え ている。これらの外輪山は優れた眺望を有しており、屈斜路外 輪山上には野上峠、藻琴峠、小清水峠、美幌峠及び津別峠、摩 周カルデラには摩周第一展望台、摩周第三展望台及び裏摩周展 望台がある。その他にも摩周岳、西別岳及び藻琴山からの眺望 が秀でている。
- ・当地域内の湖沼のうち摩周湖は世界でも有数の高い透明度を誇り、人手がほとんど加わっていない原始的な景観を残している。また、国際的な環境モニタリング湖沼として登録されており、環境指標としても極めて貴重な湖沼である。
- ・屈斜路湖は、一部湖岸で集落となっている場所を除き、周囲を 針広混交林に囲まれている静寂な湖であり、屈斜路外輪山と一 帯となって優れた風景を作り出している。
- ・この地域は現在も火山活動の影響が顕著で、中でも硫黄山は、 今なお活発に噴気活動を続けている。硫黄山山麓に広がるつつ じが原は、硫黄山の活動の影響で低標高にも関わらず 100 へク タールにも及ぶハイマツーイソツツジ群落が形成されている ほか、川湯市街周辺にはアカエゾマツの純林が広がっている。 また、ポンポン山、湯沼(キンムトー)周辺及び和琴半島など では地熱の影響で冬でも積雪がない特異な風景を作りだし、コ オロギの仲間のマダラスズが成虫のまま越冬し、生息の北限と なるミンミンゼミが隔離分布している。
- ・屈斜路外輪山は最高峰の藻琴山でも標高 1000 メートル以下の 比較的低い位置にあるものの、摩周岳から西別岳にかけての稜

線上、藻琴山及び美幌峠周辺では高山性の風衝植生が発達して いる

・釧路川は、<u>湖</u>畔林が発達して、<u>湖</u>畔では至るところに湧水が見られるなど原始的な景観が残されている。

#### イ 保全対象の保全方針

- ・各展望台からの眺望を保全する。このため、眺望方向に建築物等を作る場合には、規模及び色彩等に留意し、風景との調和を図る。
- ・摩周湖は、原始的景観の保全のみならず、人為的環境汚染を防 ぐ必要があり、厳正な保護を図る。
- ・屈斜路湖畔においては、地区ごとに建築物の高さ、壁面後退距 離、建ペい率等を定め風致の維持に努める。
- ・つつじヶ原のハイマツーイソツツジ植生の景観は厳正に保全する。開発行為は公益上必要な場合にとどめ、人為的影響を与えないよう十分配慮する。また、これらの行為によって植生に変化が生じたときには、影響を取り除く対策を講じるものとする。なお、自然の遷移による植生の変化に対しては、専門家の意見等を十分聴取の上慎重に扱うものとする。
- ・局地的に出現している火山現象やその影響を受けた生態系を保 全する。
- ・外輪山上の風衝植生や高山植物群落は利用計画との調和を図りつつ、保全する。
- ・釧路川の原始的景観の保全を図る。
- ・風致景観のみならず、生物多様性の保全に努める。

#### (2) 利用に関する方針

## ア 利用の特性及び利用方針

阿寒国立公園は南に釧路湿原国立公園、東に知床国立公園、西 に大雪山国立公園があり、従来から風景探勝を目的とした周遊型 の利用が多い。特に摩周湖や各峠における展望利用が盛んに行わ れている。これら利用者に対しては、単に風景を観賞するのみで なく、阿寒国立公園の自然とふれあい理解を深められるよう各利 用拠点の整備を図る。一方、川湯集団施設地区、川湯駅前及び屈 斜路湖岸では数多くの温泉が湧出し、旅館、ホテル、野営場など の宿泊施設が設けられているが、広域的周遊の通過型宿泊拠点と して使われることも多い。今後は、キャンプ、散策、カヌー、ク ロスカントリースキーなど季節に応じた様々な自然体験活動を 通じて、公園利用者が阿寒国立公園の自然とより深く接して、理 解を深められることにより一層魅力ある公園となるよう努める。 また、当該国立公園は、自然体験のフィールドとして魅力ある地 域であるが、屈斜路湖における水上バイクによる騒音問題、パラ グライダーの離陸箇所における植生荒廃、摩周湖畔への立ち入り に伴うカルデラ内壁の崩壊やゴミの散乱など様々な問題も生じ ている。利用の推進に当たっては、自然環境の保全に留意し適地 における適正利用を図るものとする。

## イ 利用施設の整備及び管理方針

## (整備方針)

- ・周囲の自然環境との調和に配慮し利用対象となる自然景観等を 安全かつ快適に利用できる空間を創造する。
- ・主要な公園道路沿線は、沿道景観の保全や緑化修景を図るほか、 道路付帯の工作物等の意匠に配慮した風致保護を図るととも に、展望地においては展望方向の通景線の通方向の確保に留意 オス
- ・施設の色彩やデザインは、周囲の自然環境に調和させ、必要に 応じ 統一性を持たせるものとする。
- ・散策や登山による利用の促進と安全の確保、土壌及び植生保全 を図るものとする。

- 線上、藻琴山及び美幌峠周辺では高山性の風衝植生が発達している
- ・釧路川は、<u>河</u>畔林が発達して、<u>河</u>畔では至るところに湧水が見られるなど原始的な景観が残されている。

#### イ 保全対象の保全方針

- ・各展望台からの眺望を保全する。このため、眺望方向に建築物等を作る場合には、規模及び色彩等に留意し、風景との調和を図る。
- ・摩周湖は、原始的景観の保全のみならず、人為的環境汚染を防 ぐ必要があり、厳正な保護を図る。
- ・屈斜路湖畔においては、地区ごとに建築物の高さ、壁面後退距 離、建ペい率等を定め風致の維持に努める。
- ・つつじヶ原のハイマツーイソツツジ植生の景観は厳正に保全する。開発行為は公益上必要な場合にとどめ、人為的影響を与えないよう十分配慮する。また、これらの行為によって植生に変化が生じたときには、影響を取り除く対策を講じるものとする。なお、自然の遷移による植生の変化に対しては、専門家の意見等を十分聴取の上慎重に扱うものとする。
- ・局地的に出現している火山現象やその影響を受けた生態系を保 全する。
- ・外輪山上の風衝植生や高山植物群落は利用計画との調和を図り つつ、保全する。
- ・釧路川の原始的景観及び生態系の保全を図る。
- ・風致景観のみならず、生物多様性の保全に努める。

## (2) 利用に関する方針

## ア 利用の特性及び利用方針

本公園は南に釧路湿原国立公園、東に知床国立公園、西に大雪 山国立公園があり、従来から風景探勝を目的とした周遊型の利用 が多い。特に摩周湖や各峠における展望利用が盛んに行われてい る。これら利用者に対しては、単に風景を観賞するのみでなく、 本公園の自然とふれあい理解を深められるよう各利用拠点の整 備を図る。一方、川湯集団施設地区、川湯駅前及び屈斜路湖畔で は数多くの温泉が湧出し、旅館、ホテル、野営場などの宿泊施設 が設けられているが、広域的周遊の通過型宿泊拠点として使われ ることも多い。今後は、キャンプ、散策、カヌー、クロスカント リースキーなど季節に応じた様々な自然体験活動を通じて、公園 利用者が本公園の自然により深く接して、理解を深めることによ り一層魅力ある公園となるよう努める。また、本公園は、自然体 験のフィールドとして魅力ある地域であるが、屈斜路湖における 水辺の安全利用、釧路川の原生的な自然管理の方法など様々な問 題も生じている。利用の推進に当たっては、自然環境の保全に留 意し適地における適正利用を図るものとする。

## イ 利用施設の整備及び管理方針

## (整備方針)

- ・周囲の自然環境との調和に配慮し利用対象となる自然景観等を 安全かつ快適に利用できる空間を創造する。
- ・主要な公園<u>事業</u>道路沿線は、沿道景観の保全や緑化修景を図る ほか、道路付帯の工作物等の意匠に配慮した風致保護を図ると ともに、展望地においては展望方向の通景線の通方向の確保に 図章する
- ・施設の色彩やデザインは、周囲の自然環境に調和させ、必要に 応じ 統一性を持たせる。
- ・散策や登山による利用の促進と安全の確保、土壌及び植生保全 を図る。

- ・釧路川源流部として位置する屈斜路湖の水質を保全するため、 施設からの汚廃水を適正に浄化処理して放流するものとする。 (管理方針)
- ・事業者の責任において快適な利用環境を維持するよう指導す る。
- ・利用者の安全に十分配慮した施設管理を図るものとする。

#### ウ 利用の指導及び利用規制方針

#### (利用指導方針)

- ・事業者及び利用者に対して、自然保護意識の向上や自然との共生の啓発に努め、利用マナーの向上を図るよう指導する。公園事業施設においては、利用者に対する適切な情報の提供・園地、宿舎、博物展示施設等のを図るものとする。
- ・地域の環境の清潔を保持するため、施設管理者を始め地元関係 機関等の協力により、美化清掃の徹底を図る。また、利用者に 対しても美化清掃意識の向上を図り、ゴミの持ち帰りを推進す る。エコミュージアムセンターにおいてパークボランティアを 指導育成する。またパークボランティアだ・けでなく、地域社 会とも連携し活動に対する支援を得ながら、自然とのふれあい の推進に努める。

#### (利用規制方針)

- ・摩周湖及び屈斜路湖中島においては、原生的な自然環境の保全 を図るため関係機関との協力の下に立入禁止や適正利用誘導 等の措置を講じる。
- ・屈斜路湖の自然性と静閑な雰囲気を維持するため、屈斜路湖岸 の道路外への自動車乗り入れを抑制する。また、屈斜路湖の水 面利用の適正化を図るため、利用方法ごとに水面利用の区分化 を図る等、屈斜路湖適正利用協議会等の場を通じて対策を講じる。
- ・希少な植物群落を保全するため、歩道の適切な維持管理と利用 者への啓発に努める。
- ・釧路川におけるカヌー利用は、原生的な河川景観の維持と、動 植物の生息に影響を及ぼさない程度のものとする。

## 2 風致景観の管理に関する事項

## (1) 許可、届出等取扱方針

## ア 特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」(平成17年10月1日付け環自国発第05100101号)第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第32項の規定に基づき環境庁長官が定めた「阿寒国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成12年8月15日付け環境庁告示第47号)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成15年4月1日環自国第133号)において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地域	取扱方針
1. 工作物		
の新築、改		
築又は増築		
	摩周カルデ	①基本方針
	ラ内(特別	摩周湖の人手がほとんど入ってい

- ・釧路川源流部として位置する屈斜路湖の水質を保全するため、 施設からの汚廃水を適正に浄化処理して放流する。
- ・屈斜路湖における桟橋は、風致の保護のために必要最小限の数とするため、原則として公園事業及び漁業で必要なもののみとなるよう指導する。

#### (管理方針)

- ・事業者の責任において快適な利用環境を維持するよう指導す る。
- ・利用者の安全に十分配慮した施設管理を図る。
- ウ 利用の指導及び利用規制方針

#### (利用指導方針)

- ・事業者及び利用者に対して、自然保護意識の向上や自然との共生の啓発に努め、利用マナーの向上を図るよう指導する。公園事業施設においては、利用者に対する適切な情報の提供・園地、宿舎、博物展示施設等のを図るものとする。
- ・地域の環境の清潔を保持するため、施設管理者を始め地元関係 機関等の協力により、美化清掃の徹底を図る。また、利用者に 対しても美化清掃意識の向上を図り、ゴミの持ち帰りを推進す る。エコミュージアムセンターにおいてパークボランティアを 指導育成する。またパークボランティアだ・けでなく、地域社 会とも連携し活動に対する支援を得ながら、自然とのふれあい の推進に努める。

#### (利用規制方針)

- ・摩周湖及び屈斜路湖中島においては、原生的な自然環境の保全 を図るため関係機関との協力の下に立入禁止や適正利用誘導 等の措置を講じる。
- ・屈斜路湖の自然性と静閑な雰囲気を維持するため、屈斜路湖岸 の道路外への自動車乗り入れを抑制する。また、屈斜路湖の水 面利用の適正化を図るため、利用方法ごとに水面利用の区分化 を図る等、屈斜路湖適正利用協議会等の場を通じて対策を講じる。
- ・希少な植物群落を保全するため、歩道の適切な維持管理と利用 者への啓発に努める。
- ・釧路川におけるカヌー利用は、原生的な河川景観の維持と、動 植物の生息に影響を及ぼさない程度のものとする。

## 2 風致景観の管理に関する事項

## (1) 許可、届出等取扱方針

## ア 特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」(平成29年3月28日付け環自国発第1703284号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第36項の規定に基づき環境庁長官が定めた「阿寒国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成12年8月15日付け環境庁告示第47号)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成22年4月1日環自国発第100401008号)において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地域	取扱方針
1. 工作物		
の新築、改		
築又は増築		
	摩周カルデ	(1) 基本方針
	ラ内(特別	摩周湖の人手がほとんど入ってい

	保護地区)		]	<u> </u>	保護地区)	 ない原始的景観を厳正に保全する。
	小吃吧戶	②工作物の新築、増築の取扱い			小阪也公/	(2)工作物の新築、増築の取扱い
		原則として、許可しない。ただし、				<u>(2)</u> 工作物の利柔、増柔の収扱い   原則として、許可しない。ただし、
		学術研究や土砂の崩落により公園施	$\left  \ \ \right $			学術研究や土砂の崩落により公園施
		設の安全が損なわれるおそれがある				設の安全が損なわれるおそれがある
		場合にはこの限りではない。				場合にはこの限りではない。
		③ 特例				(3) 特例
		摩周カルデラ内壁の自然崩壊によ				摩周カルデラ内壁の自然崩壊によ
		り、摩周湖への土砂流入が顕著にな				り、摩周湖への土砂流入が顕著にな
		った場合には、専門家及び関係機関				った場合には、専門家及び関係機関
		による検討会を設置し、対策に関す				による検討会を設置し、対策に関す
		る取扱方針を決定する。その対策と				る取扱方針を決定する。その対策と
		して行われる行為については、上記				して行われる行為については、上記
		②によらず当該方針によることがで				(2) によらず当該方針によること
		きる。				ができる。
(1)建築	全域	①基本方針		(1)建築	全域	(1)基本方針
物		ア 当地域は屈斜路湖及び摩周湖を		物		ア 当地域は屈斜路湖及び摩周湖を
		取り巻く外輪山からの展望やこれ				取り巻く外輪山からの展望やこれ
		らの山々を眺望する風景探勝型の	$\left  \ \ \right $			らの山々を眺望する風景探勝型の
		公園であることを踏まえ、主要利				公園であることを踏まえ、主要利
		用施設及び展望地から見たときの				用施設及び展望地から見たときの
		風致景観の支障に配慮する。				風致景観の支障に配慮する。
		イ 稠密な利用が図られている川湯				イ 稠密な利用が図られている川湯
		集団施設地区及び川湯駅前地区に				集団施設地区及び川湯駅前地区に
		ついては、②以下の各要件との整				ついては、②以下の各要件との整
		合性の審査に加え、良好な町並み				合性の審査に加え、良好な町並み
		景観創出のため、建築物相互のデ				景観創出のため、建築物相互のデ
		ザインの統一を図る。				ザインの統一を図る。
		②規模(建築面積、高さ、建ぺい率)、				(2) 規模(建築面積、高さ、建ぺい
		壁面線の後退距離(以下「壁面後				率)、壁面線の後退距離 (以下 「壁
		退」という。)				面後退」という。)
		以下のアからエまでの各号に掲げ				以下のアからエまでの各号に掲げ
		る場合にあっては、それぞれ各号に				る場合にあっては、それぞれ各号に
		掲げる要件に適合しないものは認め				掲げる要件に適合しないものは認め
		ない。				ない。
		ただし、既存建築物の改築、建替の				ただし、既存建築物の改築、建替
		ため若しくは災害復旧のための新築				のため若しくは災害復旧のための新
		(従前の建築物の規模を超えないも	$\left  \ \ \right $			築(従前の建築物の規模を超えない
		のに限る。) 又は公益上必要と認めら				ものに限る。)又は公益上必要と認め
		れる建築物の新築、改築若しくは増				られる建築物の新築、改築若しくは
		築であって、当該地以外の場所にお				増築であって、当該地以外の場所に
		いてはその目的を達成することがで				おいてはその目的を達成することが
		きないと認められる場合にあっては				できないと認められる場合にあって
		この限りではない。				はこの限りではない。
		ア 行為地が屈斜路湖岸に位置する				ア 行為地が屈斜路湖岸に位置する
		場合、屈斜路湖対岸や展望箇所か				場合、屈斜路湖対岸や展望箇所か
		ら見たときの風致の保護のため、	$\left  \ \ \right $			ら見たときの風致の保護のため、
		壁面後退が湖岸から30メートル	$\left  \ \ \right $			壁面後退が湖岸から30メートル
		以上であること。				以上であること。
		イ 行為地が屈斜路摩周湖線道路の	$\left  \ \ \right $			イ 行為地が屈斜路摩周湖線道路の
		屈斜路から屈斜路湖林道分岐点ま				屈斜路から屈斜路湖林道分岐点ま
		一				四科路から屈科路の怀追力吸息ま での湖側に位置する場合、屈斜路
		摩周湖線道路から湖に向けた展望				摩周湖線道路から湖に向けた展望
		及び樹林に覆われた車道景観を保護するような、時天後は道路の路				及び樹林に覆われた車道景観を保護するよう。時五後月が常晩の晩
		護するため、壁面後退が道路の路				護するため、壁面後退が道路の路
		肩から30メートル以上、建築物				肩から30メートル以上、建築物

の高さは10メートルかつ建築面 積1,000平方メートル以下で あること。

- ウ 行為地が屈斜路摩周湖線道路の 屈斜路から屈斜路湖林道分岐点ま での山側に位置する場合、車道か らの景観を維持するため、壁面後 退が道路路肩から30メートル以 上あること。
- エ 行為地が釧路川流域(弟子屈美 幌線道路の札友内から屈斜路にか けての区間の東側の特別地域)に 位置する場合、釧路川からの風致 を保護するため、河岸から壁面後 退が30メートル以上、建築物の 高さは10メートル以下かつ建築 面積1,000平方メートル以下 であること。
- ③デザイン、色彩、材料

以下の要件に適合しないものは許可しない。

ア 屋根のデザイン

屋根のデザインは、切妻、寄棟、 入母屋、マンサード形式等の勾配 のある屋根に限るものとし、陸屋 根、片流れ、ドーム等曲面屋根でな いこと。

ただし、既存建築物の増改築の場合であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められる場合、他から望見されることのない場所に位置する場合、建築面積10平方メートル以下程度の小規模な建築物若しくは農林業に供せられる建築物の場合についてはこの限りではない。

陸屋根である既存建築物の増改 築に際しては、傾斜パラペット(飾 屋根)を設けられていること。

## イ 色彩及び材料

1) 屋根(飾屋根を含む。以下同じ。)の色彩

焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若 しくは暗灰色のいずれかの色 彩又は自然材料の素地色とす る。

2)壁面の色彩

茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物の調和を図るため、色彩が統一されていると認められること。

ウ デザインに関する特例 地域の建築物のデザインについ の高さは10メートルかつ建築面 積1, 000平方メートル以下で あること。

- ウ 行為地が屈斜路摩周湖線道路の 屈斜路から屈斜路湖林道分岐点ま での山側に位置する場合、車道か らの景観を維持するため、壁面後 退が道路路肩から30メートル以 上あること。
- エ 行為地が釧路川流域(弟子屈美 幌線道路の札友内から屈斜路にか けての区間の東側の特別地域)に 位置する場合、釧路川からの風致 を保護するため、河岸から壁面後 退が30メートル以上、建築物の 高さは10メートル以下かつ建築 面積1,000平方メートル以下 であること。
- <u>(3)</u>デザイン、色彩、材料

以下の要件に適合しないものは許可しない。

ア 屋根のデザイン

屋根のデザインは、切妻、寄棟、 入母屋、マンサード形式等の勾配 のある屋根に限るものとし、陸屋 根、片流れ、ドーム等曲面屋根で ないこと。

ただし、既存建築物の増改築の場合であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められる場合、他から望見されることのない場所に位置する場合、建築面積10平方メートル以下程度の小規模な建築物若しくは農林業に供せられる建築物の場合についてはこの限りではない。

陸屋根である既存建築物の増改 築に際しては、傾斜パラペット(飾 屋根)を設けられていること。

## イ 色彩及び材料

<u>(ア)</u>屋根(飾屋根を含む。以下同 じ。)の色彩

> 焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若 しくは暗灰色のいずれかの色彩 又は自然材料の素地色とする。

# (イ) 壁面の色彩

茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物の調和を図るため、色彩が統一されていると認められること。

ウ デザインに関する特例 地域の建築物のデザインについ て、地元地方公共団体の条例、住 民等により結ばれた建築協定等に て、地元地方公共団体の条例、住民 等により結ばれた建築協定等によ り独自の取組方針(許可基準に適 合するものに限る。)がある場合 は、上記ア及びイによらず、当該方 針によることができる。

#### ④その他

#### (1)付帯施設

次の<u>ア</u>から<u>エ</u>までの各号に掲げる 付帯施設については、それぞれ各号 に示す要件に適合しないものについ ては許可しないものとする。

- ア 駐車場及び取付道路については、風致景観の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であると認められること。
- イ 車庫及び倉庫等の小規模な付帯施設は、極力主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。やむを得ず別棟とする場合にあっても、主たる建築物とデザイン、色彩、材料の調和がとれていること。
- <u>ウ</u> 外灯を設置する場合には、建築 物のライトアップを目的とするも のでないこと。

## (2)管理方針

申請者には、以下の事項について 指導する。

ア 修景緑化方法

敷地内の空地は、原則として現 地産樹木と同種の樹木等により修 景緑化すること。

イ 浄化槽の設置

自然公園法施行規則(以下「規則」という。)第11条第2項及び第4項に該当する建築物の新築及び増築については、浄化槽(同等の機能を持つものも含む)を設置すること。

ただし、次に該当する場合はこの限りではない。

- 1) 地熱帯や無電力地域等技術 的に浄化槽設置が困難な地域 において、沈殿枡やオイルト ラップ等が設置されることに なっている場合。
- 2) 川湯市街及び川湯駅前等の 公共下水道計画地域内に設置 する場合。なお、この場合で も、浴室の新築、改築又は増築 に当たっては、公共下水道整 備完了後には洗い場等の温泉 以外の雑排水を速やかに下水 道に放流が可能な構造とする こと。

より独自の取組方針(許可基準に 適合するものに限る。)がある場合 は、上記ア及びイによらず、当該 方針によることができる。

#### (4) その他

#### ア 付帯施設

次の<u>(ア)</u>から<u>(エ)</u>までの各 号に掲げる付帯施設については、 それぞれ各号に示す要件に適合し ないものについては許可しないも のとする。

- (ア)駐車場及び取付道路について は、風致景観の保護上、支障の ない範囲内において、建築物の 収容力に見合った必要最小限 の規模であると認められるこ と。
- (イ) 車庫及び倉庫等の小規模な付 帯施設は、極力主たる建築物に 包含し、別棟とはしないこと。 やむを得ず別棟とする場合にあ っても、主たる建築物とデザイ ン、色彩、材料の調和がとれて いること。
- (ウ) 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。
- <u>イ</u> 管理方針 申請者には、以下の事項につい て指導する。

## (ア) 修景緑化方法

敷地内の空地は、原則として現 地産樹木と同種の樹木等により修 景緑化すること。

(イ) 浄化槽の設置

自然公園法施行規則(以下「規則」という。)第11条第2項及び第4項に該当する建築物の新築及び増築については、浄化槽(同等の機能を持つものも含む)を設置すること。

ただし、次に該当する場合はこの限りではない。

- 1) 地熱帯や無電力地域等技術 的に浄化槽設置が困難な地域 において、沈殿枡やオイルト ラップ等が設置されることに なっている場合。
- 2) 川湯市街及び川湯駅前等の 公共下水道計画地域内に設置 する場合。なお、この場合で も、浴室の新築、改築又は増 築に当たっては、公共下水道 整備完了後には洗い場等の温 泉以外の雑排水を速やかに下 水道に放流が可能な構造とす

別馬集田龍						ること。
類係4ラペット (領世財・を設けた 特別 で		  川湯集団施	   ①デザイン、色彩、材料		  川湯集団施	
歴史製及の作流ル世集については、 (1) 建物物型の作用しない研集としての適用を除かする。 ②さの他   一般の計画を発生するこう。また、選   一部の金融を受えるこう。また、選   一部の金融を受けらいため、通路   一部の金融を受けるのため、通路   一部の金融を受ける。		設地区	—     屋根のデザインの特例		設地区	 屋根のデザインの特例
(1) 建築物②の許可しない屋根としての周囲を除わする。 ②との他 管理方針 差しい可益のスでりのため、適格 治いの庭面機を整えるよう、また。選 請から成分成別もよう指導する。 (2) 子がイン、色彩、材料 屋根のデザインの特質 個外パラペット (間隔限) を設けた 階屋根及の片気に展析でいては、 (1) 建物物②の計可しない歴史としての適用を除かする。 ②之の他 管理方針 素しい可益のでものから、適路 治いの理論を整えるよう。また、選 諸から視力成更するよう指導する。 ②之の他 管理方針 素しい可益のでものから、適路 治いの理論を受えるよう。また、選 諸から概力を表するよう。また、			傾斜パラペット(飾屋根)を設けた			傾斜パラペット(飾屋根)を設け
上での週刊を簡外する。   望その他   で担か計			陸屋根及び片流れ屋根については、			た陸屋根及び片流れ屋根について
(2) その他			(1)建築物③の許可しない屋根と			は、(1) 建築物(3)の許可しない
電視分針 美しい可能みでくりのため、道路 治いの理論を整えるよう。また。道路から極力後退するよう指導する。  田陽軟商地 (本特例内)			 しての適用を除外する。			 屋根としての適用を除外する。
電視分針 美しい可能みでくりのため、道路 治いの理論を整えるよう。また。道路から極力後退するよう指導する。  田陽軟商地 (本特例内)			②その他			(2) その他
乗しい可能みづくりのため、遊路 治いの監理機を整えるよう。また。 遺跡から根別後世するよう指導する。			_			
語いの陸面線を整えるよう、また、達			   美しい町並みづくりのため、道路			   美しい町並みづくりのため、道路
(2) 申道			沿いの壁面線を整えるよう、また、道			沿いの壁面線を整えるよう、また、
田陽駅開始   ②デザイン 色彩、材料   図根のデザインの特別   個解パラペット (静屋供) を設けた						
国際製的地 区 (特例内)   日子ザインの特別   原根のデザインの特別   原根のデザインの特別   原根のデザインの特別   原根のデザインの特別   原根のデザインの特別   原根のデザインの特別   原根のデザインの特別   原根のごの許可しない原理としての適用を除外する。   ②その他   管理力計   美しい前途みづくりのため、道路   済から個方施理するよう清掃する。   ② 本本方針   通路は風吹景観及び自然環境に及   近半が響が大きいため、次の点に留 意する。   ア 自然関域及び国然環境に及   近半が響が大きいため、次の点に留 意する。   ア 自然関域及び国然環境に及   海路は風吹景観及び国   京本の井   通路は風吹景観及び国   京本の井   通路は風吹景観及び国   京本の井   通路は風吹景観及び国   京本の井   通路は風吹景観及び国   京本の井   通路は風吹景観及び国   京本の井   通路は風吹景観及び国   京本の   東京   東京   京本の   東京   京本の   東京   京本の   東京   京本の   東京   京本の   東京   京本の   東京   東京   京本の   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東						
区(特例内)   昼根のデザインの特例   類様パラペット (師原根) を設けた   達屋根及が計画など場合でいては、 (1) 建築物②の許可しない屋根としての適用を除外する。 (2) その他 管理方針 美しい可能を改えるよう、また、道路から他が後退するよう指導する。   (2) 平道   全域   ①基本方針   道路は風放景観及び自然環境に及び   で   を   を   を   を   を   を   を   を   を		   川湯駅前地	   ①デザイン、色彩、材料		川湯駅前地	
解釈パラペット (藤屋根) を設けた 陸屋根及び片流に屋根については、 (1) 建築物(3の計画しない屋根としての面用を除分する。 (2) その他 管理方針 美しい町並みづくりのため、道路 治いの型面積を飲えるよう、また、適路から極力後走するよう指導する。 (2) 本産 一 (1) 基本分針 連路は風吸景視及び自然環境に及 活り影響が大きいため、次の点に管 意する。 ア 自然環境及び風吹に与える影響が、最小となるような線形及び工法を避定するものとする。 4 線形は地形にあったものとし、切除上豊の側域、改変面積の確かを図るため、検道又は極寒等を採用するものとする。 4 線形は地形にあったものとし、切除上側の側域、改変面積の確かを図るため、検道又は極寒等を採用するものとする。 4 線形は地形にあったものとし、切除上側の側域、改変面積の縮かを図るため、検道又は極寒等を採用するものとする。 4 線形は地形にあったものとし、切除上をあるような線形及び工法を避定するものとする。 4 線形は地形にあったものとし、切除上型の側域、改変面積の縮かを図るため、検道又は極寒等を採用するものと作る。 4 線形は地形にあったものとし、切除上型の側域、改変面積の縮かを図るため、検道又は極寒等を採用するものと作る (2)デザイン、色彩、材料 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 練堂 自然石張り又は自然石に模した表面化上げ工を用いること。 4 適路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色 便添えっき色)であること。 (3) 付部 源設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 疾事 (4) 小部の姿もを発き、こげ茶色又は灰色 (6) 前の姿を発き、こげ茶色又は灰色 (6) 前の姿を発き、こげ茶色又は灰色 (6) 前の姿を発き、こげ茶色又は灰色 (6) 前の姿を発き、こげ茶色又は灰色 (6) 前の姿を発き、こげ茶色又は灰色 (6) 前の姿を発き、しげ茶色又は灰色 (6) 前の姿を発き、こげ茶色又は灰色 (6) 前の姿を発き、こげ茶色又は灰色 (6) 前の姿を発き、こび茶色又は灰色 (6) 前の姿を発き、こび茶色又は灰色 (6) 前の姿を発き、こび茶色又は灰色 (6) 前の姿を発き、こび茶色又は灰色 (6) 前の姿を発き、こび茶色又は 大色 (6) 前の姿を表しているのは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根水陰雪路等標 (スノーボ			_			
陸屋根及び片流れ屋根については、		E (131) 1)			E (140114)	
(1) 建築物②の許可しない屋根としての適用を除外する。 ②その他管理方針 美しい町遠みづくりのため、道路 治いの壁面線を整えるよう、また、道 路から極万線とはするよう新環する。  (2) 車道 全域 ②主事者分針 道路は風吸景観及び自然環境に及						
□ しての適用を除外する。 ② その他 管理方針 美しい可並みづくりのため、道路 浴いの壁画線を整えるよう、また、道路から極力後退するよう指導する。  (2) 車道 全域 (2) 車道 全域 (2) 車道 全域 (2) 車道 (2) 車道 (2) 車道 (2) 車道 (2) 車道 (3) 基本方針 道路は風政景観及び自然環境に及 定す影響が大きいため、次の点に留意する。 ア 自然環境及び風致に与える影響 が、最小となるような線形及び工 法を選定するものとする。 イ 線形は地形にあったものとし、切쁘土量の削減、改変面積の縮小 を図るため、核道又は頻常等を採用するものとする。 ウ 野生動物との共生を図る。 ② デザイン、色彩、材料 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 権唆 自然有張り又は自然有に壊した表面化上で上を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(環路・こげ茶色又は灰色(環路・こげ茶色又は灰色(電路・こが茶色又は灰色(電路・こが茶色又は灰色(電路・こが茶色又は灰色(電路・こが茶色又は灰色(電路・こが茶色又は灰色(電路・こが茶色又は灰色(電路・こが茶色又は灰色(電路・こが茶色)であること。 ② 付評施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 海峡 は路に呼ば上を用いること。 ② 付審施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの取りではない。 ア 矢羽根式除電誘導標(スノーボ						
② その他 管理方針			_			
管理方針 美しい可違みづくりのため、道路 治いの壁面線を整えるよう、また、道 路から極力後速するよう指導する。						
(2) 車道 全域			_			
(2) 車道 全域						
(2) 車道 全域 ①基本方針						
(2) 車道 全域 ①基本方針						
道路は風致景観及び自然環境に及 ぼす影響が大きいため、次の点に留 意する。 ア 自然環境及び風致に与える影響 が、最小となるような線形及び工 法を選定するものとする。 イ 線形は地形にあったものとし、 切盛土量の削減、改変面積の縮小 を図るため、検道又は橋梁等を採 用するものとする。 ウ 野生動物との共生を図る。 ②デザイン、色彩、材料 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然在に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色、便節メッキ色)であること。 ③付帯施設以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色、便節メッキ色)であること。 ②付帯施設以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ	(2) 車道	 全域		(2) 車道	 全域	
ぼす影響が大きいため、次の点に留意する。 ア 自然環境及び風致に与える影響が、最小となるような線形及び工法を選定するものとする。 イ 線形は地形にあったものとし、切露土量の削減、改変面積の縮小を図るため、桟道又は橋梁等を採用するものとする。 ウ 野生動物との共生を図る。 ②デザイン、色彩、材料以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。ア 摊壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こび茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。ア 検壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こび茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。(3)付帯施設以下の要件に適合しないものは許可しない。ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ					1.77	
意する。 ア 自然環境及び風致に与える影響が、最小となるような線形及び工法を選定するものとする。 イ 線形は地形にあったものとし、切盛土量の削減、改変面積の縮小を図るため、桟道又は橋梁等を採用するものとする。 ウ 野生動物との共生を図る。 ②デザイン、色彩、材料以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア þቋ壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア ケ 強墜 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設以下の要件に適合しないものは許可しない。ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ						
ア 自然環境及び風致に与える影響が、最小となるような線形及び工法を選定するものとする。 イ 線形は地形にあったものとし、切虚土量の削減、改変面積の縮小を図るため、桟道又は橋梁等を採用するものとする。 ウ 野生動物との共生を図る。 ②デザイン、色彩、材料以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 検整 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ						
が、最小となるような線形及び工法を選定するものとする。 イ 線形は地形にあったものとし、切底土量の削減、改変面積の縮小を図るため、桟道又は橋梁等を採用するものとする。 ウ 野生動物との共生を図る。 ②デザイン、色彩、材料以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にあるのを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 (3) 付帯施設以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。ア 実利根式除書誘導標(スノーボ						
法を選定するものとする。  イ 線形は地形にあったものとし、 切盛土量の削減、改変面積の縮小 を図るため、桟道又は橋梁等を採 用するものとする。 ウ 野生動物との共生を図る。 ②デザイン、色彩、材料 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 練壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 練壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ						
イ 線形は地形にあったものとし、 切盛土量の削減、改変面積の縮小 を図るため、桟道又は橋梁等を採 用するものとする。 ウ 野生動物との共生を図る。 ②デザイン、色彩、材料 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ						
切底土量の削減、改変面積の縮小を図るため、桟道又は橋梁等を採用するものとする。 ウ 野生動物との共生を図る。 ②デザイン、色彩、材料 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア (亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ						
を図るため、桟道又は橋梁等を採用するものとする。 ウ 野生動物との共生を図る。 ②デザイン、色彩、材料以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所に適合しないものは許可しない。 ア 疾羽根式除雪誘導標(スノーボ						
用するものとする。 ウ 野生動物との共生を図る。 ②デザイン、色彩、材料 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は反色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでは ない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は反色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ						
②デザイン、色彩、材料 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア (重鉛メッキ色)であること。 の (3) 付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ						
以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ			ウ 野生動物との共生を図る。			ウ 野生動物との共生を図る。
可しない。     ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。     ア 擁壁     自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。     イ 道路工作物     コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。     ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。     ア 疾羽根式除雪誘導標(スノーボ			②デザイン、色彩、材料			(2)デザイン、色彩、材料
ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に 用いるものを除き、こげ茶色又は 灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ			一   以下の要件に適合しないものは許			 以下の要件に適合しないものは許
ない場所にある場合はこの限りではない。 ア 擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。 イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に用いるものを除き、こげ茶色又は灰色(亜鉛メッキ色)であること。 ③付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ			可しない。			可しない。
ない。     ア 擁壁     自然石張り又は自然石に模した 表面仕上げ工を用いること。     イ 道路工作物     コンクリート及び特殊な用途に 用いるものを除き、こげ茶色又は 灰色 (亜鉛メッキ色) であること。 ③付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見され ない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ			ただし、公園利用者から望見され			ただし、公園利用者から望見され
ア 擁壁       自然石張り又は自然石に模した         自然石張り又は自然石に模した       表面仕上げ工を用いること。         イ 道路工作物       コンクリート及び特殊な用途に         用いるものを除き、こげ茶色又は       一次色(亜鉛メッキ色)であること。         ③付帯施設       以下の要件に適合しないものは許可しない。         ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。       ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。         ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ       ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ			ない場所にある場合はこの限りでは			ない場所にある場合はこの限りでは
自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工を用いること。  イ 道路工作物 コンクリート及び特殊な用途に 用いるものを除き、こげ茶色又は 灰色 (亜鉛メッキ色) であること。 ③付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーボ			ない。			ない。
表面仕上げ工を用いること。  イ 道路工作物     コンクリート及び特殊な用途に     用いるものを除き、こげ茶色又は     灰色(亜鉛メッキ色)であること。     ③付帯施設     以下の要件に適合しないものは許可しない。     ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。     ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ     表面仕上げ工を用いること。     表面仕上げ工を用いること。     利路工作物     コンクリート及び特殊な用途に     用いるものを除き、こげ茶色又は     灰色(亜鉛メッキ色)であること。     〔3〕付帯施設     以下の要件に適合しないものは許可しない。     ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。     ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ			アを接壁			ア 擁壁
イ 道路工作物       コンクリート及び特殊な用途に         用いるものを除き、こげ茶色又は       用いるものを除き、こげ茶色又は         灰色(亜鉛メッキ色)であること。       (3) 付帯施設         以下の要件に適合しないものは許可しない。       以下の要件に適合しないものは許可しない。         ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。       ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。         ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ       ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ			自然石張り又は自然石に模した			自然石張り又は自然石に模した
コンクリート及び特殊な用途に 用いるものを除き、こげ茶色又は 灰色 (亜鉛メッキ色) であること。 ③付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ			表面仕上げ工を用いること。			表面仕上げ工を用いること。
用いるものを除き、こげ茶色又は 灰色 (亜鉛メッキ色) であること。 ③ 付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ  用いるものを除き、こげ茶色又は 灰色 (亜鉛メッキ色) であること。 (3) 付帯施設 以下の要件に適合しないものは許可しない。 ただし、公園利用者から望見されない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ			イ 道路工作物			イ 道路工作物
灰色 (亜鉛メッキ色)であること。       (3) 付帯施設         以下の要件に適合しないものは許可しない。       以下の要件に適合しないものは許可しない。         ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。       ただし、公園利用者から望見されない。         ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ       ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ			コンクリート及び特殊な用途に			コンクリート及び特殊な用途に
③付帯施設(3) 付帯施設以下の要件に適合しないものは許可しない。以下の要件に適合しないものは許可しない。ただし、公園利用者から望見されない。ただし、公園利用者から望見されない場合はこの限りではない。ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ			用いるものを除き、こげ茶色又は			用いるものを除き、こげ茶色又は
以下の要件に適合しないものは許可しない。			灰色(亜鉛メッキ色)であること。			灰色 (亜鉛メッキ色) であること。
可しない。			③付帯施設			_(3)_付帯施設
ただし、公園利用者から望見され ない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ			以下の要件に適合しないものは許			以下の要件に適合しないものは許
ない場合はこの限りではない。 ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ			可しない。			可しない。
ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ			ただし、公園利用者から望見され			ただし、公園利用者から望見され
			ない場合はこの限りではない。			ない場合はこの限りではない。
			ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ			ア 矢羽根式除雪誘導標(スノーポ
			- ル)			-ル)

眺望の妨げとなる箇所でないこと。

ただし、冬期の安全対策上必要 な場合にはこの限りではない。ま た、無雪期には取り外すものであ ること。

なお、この場合でも極力細い支 柱を用いること。

#### イ 防雪柵、防風柵

公園計画道路及び主要利用拠点 からの展望の妨げにならないこ と。

ただし、冬期の安全対策上必要な場合にはこの限りではない。また、 降雪期の仮設工作物又は折りたた み収納式とすること。

ウ スノーシェルター及びスノーシ ェード

主要展望地点からの眺望の妨げにならないこと。

#### ④緑化修景

以下の要件に適合しないものは許可しない。

ア 法面及び廃道敷は、交通安全上 又は防災上やむを得ない場合を除 き緑化すること。ただし、法面が硬 岩である等緑化することが困難で あると認められるものについては この限りではない。<u>なお、緑化資材</u> には、郷土種植物の積極的利用を 図る。

郷土種植物の導入に当たって は、周辺の地形地質や植生にあっ た種類(エゾヨモギ、ケヤマハンノ キ等)を用いること。

イ 支障木の伐採は必要最小限に留 めること。

## ⑤残土処理

以下の要件に適合しないものは許 可しない。

残土を、国立公園区域外に搬出するものであること。ただし、当該国立公園内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。

# <u>⑥</u>その他

管理方針

申請者には以下の事項について指導する。

- ア 支障木は可能な限り修景のため に必要な箇所へ移植すること。
- イ 表土は、盛土法面等に利用が図 られるものであること。
- ウ 土工事の施工に当たっては、十 分な落石防止柵を設けることによ り、道路敷地外への土砂の崩落、流

眺望の妨げとなる箇所でないこと。

ただし、冬期の安全対策上必要 な場合にはこの限りではない。ま た、無雪期には取り外すものであ ること。

なお、この場合でも極力細い支 柱を用いること。

### イ 防雪柵、防風柵

公園計画道路及び主要利用拠点 からの展望の妨げにならないこ と。

ただし、冬期の安全対策上必要 な場合にはこの限りではない。ま た、降雪期の仮設工作物又は折り たたみ収納式とすること。

ウ スノーシェルター及びスノーシ ェード

主要展望地点からの眺望の妨げにならないこと。

#### (4)緑化修景

以下の要件に適合しないものは許可しない。

- ア 法面及び廃道敷は、交通安全 上又は防災上やむを得ない場合 を除き緑化すること。ただし、 法面が硬岩である等緑化するこ とが困難であると認められるも のについてはこの限りではない。原則として第6(2)及び 「自然公園における法面緑化指 針」(平成27年10月27日環 自国発第1510271号)に 従うこと。
- イ 支障木の伐採は必要最小限に留 めること。

## <u>(5)</u>残土処理

以下の要件に適合しないものは許可しない。

残土を、国立公園区域外に搬出するものであること。ただし、当該国立公園内において許可を得て行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。

## (6) その他

管理方針

申請者には以下の事項について指 導する。

- ア 支障木は可能な限り修景のため に必要な箇所へ移植すること。
- イ 表土は、盛土法面等に利用が図 られるものであること。
- ウ 土工事の施工に当たっては、十 分な落石防止柵を設けることによ り、道路敷地外への土砂の崩落、 流出を防止すること。

		出を防止すること。 エ 工事に伴い生ずる廃材等は、そ の都度搬出所分するものとし、周			エ 工事に伴い生ずる廃材等は、そ の都度搬出所分するものとし、周 囲に放置又は散乱させないこと。
		囲に放置又は散乱させないこと。 オ 野生動物との共生を図るため、			オ 野生動物との共生を図るため、 必要に応じてアンダーバス、オー
		必要に応じてアンダーバス、オー			バーパス及び飛び出し防護柵を設
		バーパス及び飛び出し防護柵を設			けるとともに、側溝は転落した動
		けるとともに、側溝は転落した動			物が脱出可能な構造にすること。
		物が脱出可能な構造にすること。			カー沿道の除草に、薬剤を使用しな
		カー沿道の除草に、薬剤を使用しな			V3 こと。
		いこと。 キ 標識類及び危険防止柵等で、老			キ 標識類及び危険防止柵等で、老
		特化又は破損したものは速やかに撤し			撤去又は更新すること。
		去又は更新すること。			11/2/18/24/19
(3)電柱 分	 全域	①基本方針	(3)電柱	全域	(1)基本方針
及び電線路		— 当該国立公園が展望を主体とした	及び電線路		当該国立公園が展望を主体とした
		公園であることを踏まえ、主要展望			公園であることを踏まえ、主要展望
		地点若しくは公園計画道路から見た			地点若しくは公園計画道路から見た
		ときの風致景観の支障について配慮			ときの風致景観の支障について配慮
		する。			する。
		②電線路の新設 以下の要件に適合しないものは許			<u>(2)</u> 電線路 新設する場合には風致景観上の支
		可しない。			障が少ない路線とするか地下埋設さ
					れるものであること。
		景観上の支障が大きいため、新規に			ただし、工事や災害復旧等に伴う
		<u>設ける場合には</u> 地下埋設されるもの			一時的な仮設電線路であって、主た
		であること。			る展望の妨げにならない場合にはこ
		ただし、工事や災害復旧等に伴う			の限りではない。
		一時的な仮設電線路であって、主た る展望の妨げにならない場合にはこ			(3)電柱 次に掲げる地域においては、原則
		の限りではない。			として焦げ茶色とし、既存の施設に
		1)特別保護地区			ついては、更新や塗り替えの際にこ
		2)第1種特別地域の公園計画車道			げ茶色に塗装すること。ただし、局
		沿線及び園地等公園事業地内。			地的に更新が必要な場合にはこの限
		3)2)以外の公園計画車道沿線及び			りではない。
		園地等公園事業地内であって、眺			ア 弟子屈野上峠線道路(国道3
		望の妨げになる等風致の支障を来			9 1 号)
		すおそれのある場合。			<u>イ</u> 弟子屈美幌峠線道路(国道 2 4 3 号)のうち、札友内から屈
		③電柱 次に掲げる地域においては、原則			斜路までの区間
		として焦げ茶色とし、既存の施設に			ウ 屈斜路摩周湖線道路のうち、
		ついては、更新や塗り替えの際にこ			ー 屈斜路から川湯集団施設地区ま
		げ茶色に塗装すること。ただし、局地			での区間。
		的に更新が必要な場合にはこの限り			エ その他、林地に接して設置す
		ではない。			るもので、焦げ茶色が適当と認
		1) 弟子屈野上峠線道路(国道391 			められる場合。
		号) 2)弟子屈美幌峠線道路(国道243			
		2) 一 2) 一 2) 一 5) のうち、札友内から屈斜路まで			
		の区間			
		3)屈斜路摩周湖線道路のうち、屈斜			
		― 路から川湯集団施設地区までの区			
		間。			
		4)その他、林地に接して設置するも			
		ので、焦げ茶色が適当と認められ			
		る場合。			

(4)鉄塔、	①基本方針	(4)鉄塔、	(1) 基本方針
アンテナ	— 当該国立公園が展望を主体とした	アンテナ	 当該国立公園が展望を主体とした
(家庭用テ	公園であることを踏まえ、主要展望	(家庭用テ	公園であることを踏まえ、主要展望
レビアンテ	地点若しくは公園計画道路から見た	レビアンテ	地点若しくは公園計画道路から見た
   ナを野奥。)	ときの風致景観の支障について配慮	ナを除く。)	ときの風致景観の支障について配慮
	する。		する。
	②規模		(2) 規模
	以下の各要件に適合しないものは許し		以下の各要件に適合しないものは
	可しない。		許可しない。
	アの既存建築物に付帯させる場合に		アの既存建築物に付帯させる場合に
	は、川湯集団施設地区の特例地域		は、川湯集団施設地区の特例地域
	にあっては高さ25メートル以		にあっては高さ25メートル以
	下、川湯駅前の特例地域にあって		下、川湯駅前の特例地域にあって
	は最高高さ15メートル以下であ		は最高高さ15メートル以下であ
	ること。		ること。
	イ 上記以外の場合にあっては、最		イ 上記以外の場合にあっては、最
	高高さ13メートル以下であるこ		高高さ13メートル以下であるこ
	同同さ13メードル以下であること。		同同されるメードル以下であること。
	③色彩 以下の各要件に適合しないものは許		<u>(3)</u> 色彩   以下の各要件に適合しないものは
	可しない。		許可しない。
	単独で設置する場合には、焦げ茶		単独で設置する場合には、焦げ茶
	色又は灰色の色彩であること。		色又は灰色の色彩であること。
	ただし、林地にあっては焦げ茶色		ただし、林地にあっては焦げ茶色
	であること。		であること。
	<u>④</u> その他		<u>(4)</u> その他
	管理方針		管理方針
	申請者には、以下の事項について指		申請者には、以下の事項について
	導する。		指導する。
	ア 既存建築物に併設すること。		ア 既存建築物に併設すること。
	イ 共同で鉄塔を設置すること。		イ 共同で鉄塔を設置すること。
(5)治山、全域	①基本方針	(5)治山、全地	
砂防施設	当該国立公園が展望を主体とした	砂防施設	当該国立公園が展望を主体とした
	公園であることを踏まえ、主要展望		公園であることを踏まえ、主要展望
	地点若しくは公園計画道路から見た		地点若しくは公園計画道路から見た
	ときの風致景観の支障について配慮		ときの風致景観の支障について配慮
	する。		する。
	②デザイン、色彩、材料		<u>(2)</u> デザイン、色彩、材料
	以下の要件に適合しないものは許		以下の要件に適合しないものは許
	可しない。		可しない。
	表面仕上げ		表面仕上げ
	コンクリート構造物は、自然石張		コンクリート構造物は、自然石張
	り又は自然石に模した表面仕上げ工		り又は自然石に模した表面仕上げ工
	とすること。		とすること。
	ただし、公園計画車道及び園地等		ただし、公園計画車道及び園地等
	から近接して望見されない場合には		から近接して望見されない場合には
	この限りではない。		この限りではない。
	<u>③</u> その他		<u>(3)</u> その他
	管理方針		管理方針
	申請者に以下の事項を指導する。		申請者に以下の事項を指導する。
	色彩 (明度)		色彩(明度)
	主要利用拠点又は公園計画車道から		主要利用拠点又は公園計画車道か
	の主たる眺望方向に位置して主要利用		らの主たる眺望方向に位置して主要
	拠点から遠望されるものについては色		利用拠点から遠望されるものについ
	彩の明度を落とすよう指導する。		ては色彩の明度を落とすよう指導す
11			る。

(6) 河川 全域 基本方針	在いだ。は代断 って。 め 5を、 は 間 も 、 と 置 ト
めとして自然河川が多く存在し、多様な自然環境を創り上げている。このため、自然河川はできるだけ手をつけず保全するものとする。なお、やむを得ず改修を行う場合は、周囲の自然環境に及ぼす影響や代替措置等を検討の上、総合的に判断するものとする。 既改修河川の改良に当たっては、近自然工法を用いるなどして自然との共生に努めるものとする。 (7) 枝橋 屈斜路湖 ①基本方針	在いだ。は代断 って。 め 5 3 4 5 5 6 6 7 7 8 7 8 7 8 9 8 7 8 9 8 7 8 9 8 7 8 9 8 9
様な自然環境を創り上げている。このため、自然河川はできるだけ手をつけず保全するものとする。なお、やむを得ず改修を行う場合は、周囲の自然環境に及ぼす影響を代替措置等を検討の上、総合的に判断するものとする。  「大きない」という。 「大きない」と、一般では、近自然工法を用いるなどして自然との共生に努めるものとする。 「大きない」とない。 「大きない」と、「大きない」、「大きない、「大きない」、「大きない」、「大きない」、「大きない」、「大きない」、「ない、いきない、「ない、「ない、「ない」、「ない、、いい、いい、「ない、いい、「ない、いい、「ない、いい、いい、「ない、いい、いい、いい、いい、「ない、いい、いい、いい、いい、いい、	いだ。は代断 って。 められ 間間も 、と 置ト
のため、自然河川はできるだけ手を つけず保全するものとする。なお、や むを得ず改修を行う場合は、周囲の 自然環境に及ぼす影響や代替措置等 を検討の上、総合的に判断するもの とする。	だけな、 は代断 って。 がは替す て自 、メ を、囲置も 、と 置 ト
つけず保全するものとする。なお、や むを得ず改修を行う場合は、周囲の 自然環境に及ぼす影響や代替措置等 を検討の上、総合的に判断するもの とする。  ―――――――――――――――――――――――――――――――――――	。 なお、 は、 は、 大替す でも でも に でも でも でも でも でも でも でも でも でも でも
ひを得ず改修を行う場合は、周囲の自然環境に及ぼす影響や大き指置等を検討の上、総合的に判断するものとする。   既改修河川の改良に当たっては、近自然工法を用いるなどして自然との共生に努めるものとする。   「(7) 技橋   屈斜路湖   ①基本方針   屈斜路湖における技橋は、原則として公園事業に位置付けられたものとする。   ②新規技橋   公益上の必要がある場合を除き、仮設であっても許可しない。   (8) 引湯   川湯集団施   改地区   (8) 引湯   かつての温泉情緒あふれる湯川の再現をめざし、風致上の支障になる引湯管の整理を目指す。   ②その他管理方針   既存配管を整理統合し、地下埋設するよう指導する。   (2) 非導する。   (2) その他管理方針   既存配管を整理統合し、地下埋設するよう指導する。   (2) まなう指導する。   (2) その他管理方針   で見になる   (2) その他管理方針   (3) 基本方針   (4) 基本方針   (5) 引湯   (5) 引湯   (5) 引湯   (6) 引湯   (7) 基本方針   (8) 引湯   (7) 基本方針   (7) 基本方針   (8) 引湯   (7) 基本方針   (7) 基本方式   (7) 基本方式   (7) 基本方針   (7) 基本方式   (7) 基本方式   (7) 基本方式   (7) 基本方式   (7) 基	は、周囲 の代替指 の代するも こって。 こって。 。 こっと。 。 こっと。 。 こっと。 。 こっと。 。 こっと。 こっと。 こっと。 こっと。 こっと。 こっと。 こっと。 こっと。 。 。 こっと。 こっと。 。 。 こっと。 。 。 こっと。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。
自然環境に及ぼす影響や代替措置等を検討の上、総合的に判断するものとする。   既改修河川の改良に当たっては、近自然工法を用いるなどして自然との共生に努めるものとする。   (7) 核橋   屈斜路湖   ①基本方針	で代替措置 川断するも こって自然と 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。
を検討の上、総合的に判断するものとする。   既改修河川の改良に当たっては、近自然工法を用いるなどして自然との共生に努めるものとする。   既改修河川の改良に当たっては、近自然工法を用いるなどしの共生に努めるものとする。   既改修河川の改良に当たの共生に努めるものとする。   既改修河川の改良に当た近自然工法を用いるなどしの共生に努めるものとする。   (7) 桟橋   屈斜路湖   (1) 基本方針   湖畔の風致を維持するたできる範囲は湖岸線から3   ル以内とする。   (2) 新規桟橋   公益上の必要がある場合を除き、仮設であっても許可しない。   (8) 引湯   川湯集団施   (1) 基本方針   かつての温泉情緒あふれる湯川の再現をめざし、風致上の支障になる引湯管の整理を目指す。   (8) 引湯   別湯集団施   (1) 基本方針   かつての温泉情緒あふれる湯川の再現をめざし、風致上の支膚になる引湯管の整理を目指す。   (2) その他   管理方針   既存配管を整理統合し、地下埋設するよう指導する。   (2) その他   管理方針   既存配管を整理統合し、するよう指導する。	リ断するも こっては、 こって自然と う。 こめ、設置 35メート
とする。   既改修河川の改良に当たっては、   近自然工法を用いるなどして自然と   の共生に努めるものとする。   既改修河川の改良に当た   近自然工法を用いるなどし   の共生に努めるものとする。   できる範囲は湯上の多数のものとする。   (7) 核橋   屈斜路湖   (1) 基本方針     湯畔の風致を維持するた   できる範囲は湯岸線から3   ル以内とする。   (2) 新規核橋   公益上の必要がある場合を除き、   (仮設であっても許可しない。   (2) 新規核橋   公益上の必要がある場合を除き、   (2) 新規核橋   公益上の必要がある場合を除き、   (2) 新規核橋   公益上の必要がある場合を除き、   (2) 新規核橋   公益上の必要がある場合を除き、   (2) 新規核橋   (3) 引湯集団施   (4) 基本方針     かつての温泉情緒あふれる湯川の   再現をめざし、風致上の支障になる   引湯管の整理を目指す。   (2) その他   管理方針   既存配管を整理統合し、地下埋設   するよう指導する。   (2) その他   管理方針   既存配管を整理統合し、   するよう指導する。	こっては、 して自然と う。 こめ、設置 ら 5 メート
既改修河川の改良に当たっては、近自然工法を用いるなどして自然との共生に努めるものとする。	て自然と 。 : め、設置 : 5メート
近自然工法を用いるなどして自然と の共生に努めるものとする。	で自然と 。 : め、設置 : 5メート
(7) 桟橋       屈斜路湖       ①基本方針	ら。 - め、設置 - 5 メート
(7) 桟橋 屈斜路湖         ①基本方針	とめ、設置
屈斜路湖面の適正利用のため、屈   斜路湖における桟橋は、原則として   公園事業に位置付けられたものとす   る。	55メート
経路湖における桟橋は、原則として   公園事業に位置付けられたものとす  3。	55メート
公園事業に位置付けられたものとする。     2) 新規桟橋       ②新規桟橋     公益上の必要がある場合を除き、仮設であっても許可しない。       (8) 引湯 川湯集団施管     ①基本方針 かつての温泉情緒あふれる湯川の再現をめざし、風致上の支障になる引湯管の整理を目指す。       ②その他管理方針 既存配管を整理統合し、地下埋設するよう指導する。     (8) 引湯 川湯集団施管理方針 既存配管を整理統合し、地下埋設するよう指導する。	
る。       ②新規桟橋       公益上の必要がある場合を除き、仮設であっても許可しない。       (2) 新規桟橋         (8) 引湯       川湯集団施       ①基本方針       (8) 引湯       川湯集団施       (1) 基本方針         おつての温泉情緒あふれる湯川の再現をめざし、風致上の支障になる引湯管の整理を目指す。       20その他       可別湯管の整理を目指す。       (2) その他       1別湯管の整理を目指す。         変その他       管理方針       既存配管を整理統合し、地下埋設する。       財務長団施       (2) その他       であっても許可しない。	≑き、仮設
②新規桟橋	⇒き、仮設
一 公益上の必要がある場合を除き、仮設であっても許可しない。       であっても許可しない。         (8) 引湯 川湯集団施 設地区       ①基本方針 <ul> <li>かつての温泉情緒あふれる湯川の再現をめざし、風致上の支障になる引湯管の整理を目指す。</li> <li>②その他管理方針             <ul> <li>管理方針</li> <li>既存配管を整理統合し、地下埋設する。</li> </ul>      (8) 引湯 川湯集団施 設地区         (1) 基本方針             <ul> <li>かつての温泉情緒あふれる湯川の再現をめざし、風致上の支引湯管の整理を目指す。</li> <li>(2) その他管理方針</li> <li>既存配管を整理統合し、地下埋設する。</li> </ul>      (2) その他</li></ul>	(き、仮設
(8) 引湯 川湯集団施 管       ①基本方針 かつての温泉情緒あふれる湯川の 再現をめざし、風致上の支障になる 引湯管の整理を目指す。       (8) 引湯 川湯集団施 設地区 かつての温泉情緒あふれ 再現をめざし、風致上の支 引湯管の整理を目指す。       (1) 基本方針 かつての温泉情緒あふれ 再現をめざし、風致上の支 引湯管の整理を目指す。       するよう指導する。         ②その他 管理方針 既存配管を整理統合し、地下埋設 するよう指導する。       (8) 引湯 川湯集団施 設地区 かつての温泉情緒あふれ 再現をめざし、風致上の支 引湯管の整理を目指す。       (2) その他 管理方針 既存配管を整理統合し、 するよう指導する。	
(8) 引湯 川湯集団施 設地区       ①基本方針 <ul> <li>かつての温泉情緒あふれる湯川の 再現をめざし、風致上の支障になる 引湯管の整理を目指す。</li> <li>②その他 管理方針 既存配管を整理統合し、地下埋設 するよう指導する。</li> </ul> (8) 引湯 川湯集団施 設地区 かつての温泉情緒あふれ 再現をめざし、風致上の支 引湯管の整理を目指す。 <ul> <li>(2) その他 管理方針 既存配管を整理統合し、地下埋設 するよう指導する。</li> </ul> 管理方針 既存配管を整理統合し、地下埋設 するよう指導する。	
<ul> <li>管 設地区 かつての温泉情緒あふれる湯川の 再現をめざし、風致上の支障になる 引湯管の整理を目指す。</li> <li>②その他 管理方針 既存配管を整理統合し、地下埋設 するよう指導する。</li> </ul>	
再現をめざし、風致上の支障になる 引湯管の整理を目指す。再現をめざし、風致上の支 引湯管の整理を目指す。②その他 管理方針 既存配管を整理統合し、地下埋設 するよう指導する。(2) その他 管理方針 既存配管を整理統合し、 するよう指導する。	
引湯管の整理を目指す。       引湯管の整理を目指す。         ②その他       (2) その他         管理方針       管理方針         既存配管を整理統合し、地下埋設するよう指導する。       既存配管を整理統合し、するよう指導する。	しる湯川の
②その他       (2) その他         管理方針       管理方針         既存配管を整理統合し、地下埋設       既存配管を整理統合し、         するよう指導する。       するよう指導する。	で障になる
管理方針       管理方針         既存配管を整理統合し、地下埋設       既存配管を整理統合し、         するよう指導する。       するよう指導する。	
管理方針       管理方針         既存配管を整理統合し、地下埋設       既存配管を整理統合し、         するよう指導する。       するよう指導する。	
するよう指導する。 するよう指導する。	
するよう指導する。	地下埋設
(9) 自動   全域   ①基本方針         (9) 自動   全域   (1) 基本方針	
販売機   自動販売機の乱立による風致上の   販売機   自動販売機の乱立による	風致上の
支障を防止する。  支障を防止する。  支障を防止する。	72.17.
②設置方法 (2)設置方法	
以下の要件に適合しないものは認しし 以下の要件に適合しない	いものは認
めない。	
建物の庇の下に設置する、又は板	マル板
張り等の自然材料により外側を囲むししまり等の自然材料により外側を囲むします。	
等して風致への影響の軽減が図られ	
ていると認められるものであるこ	
と。	Cayac
	H la derle
伐採   当該国立公園は「森と湖と火山」に     伐採   当該国立公園は「森と湖   2000   100	
代表される風致景観が特徴である。 に代表される風致景観が	
このため、木竹の伐採に当たっては、	
公園計画車道及び園地等から望見さけ、「は、公園計画車道及び園地等から望見さける」という。	
れる地区における森林の施業は、風 望見される地区における森	
致上の支障が少ない施業方法に配慮 は、風致上の支障が少ない は、風致上の支障が少ない	`施業方法
するものとする。	
②施業要件	
以下に掲げる場合にあっては、そ	
れぞれ各号に掲げる要件に適合しな	適合しな
いものは許可しないものとする。	する。
第1種特別地域におけるササ刈り     第1種特別地域における	ササ刈り
は、森林管理、登山道又は施設の維持は、森林管理、登山道又は	は施設の維
管理を目的としたものであること。   持管理を目的としたもの	**
と。	

					(3) 通景伐採 展望を目的に含む施設の周辺で展
					望の妨げになっている木竹を伐採す
					る場合は、「国立公園における通景伐 採の取扱いについて」(平成30年3
					月19日付け環自国発第18031
					<u>月19日刊り場日国光第18031</u> 91号)によること。
	へつじょ匠			 つつじヶ原	
	つつじヶ原	①基本方針   ア 道道の両側に生育するヤナギ類		プラレケ原	<u>(1)                                   </u>
		等、人為的影響により本来の植生			等、人為的影響により本来の植生
		要、人為的影響により本来の個生 と異なって生育する樹木の取扱い			等、人為的影響により本来の個主 と異なって生育する樹木の取扱い
		については、元来の植生が維持さ			については、元来の植生が維持さ
		れるよう適切に対応するものとす			れるよう適切に対応するものとす
		る。			100より週別に対心するものとする。 る。
		イ イソツツジ群落に侵入するシラ			イ イソツツジ群落に侵入するシラ
		カバ及びハイマツ等自然の植生遷			カバ及びハイマツ等自然の植生遷
		移による景観の変化に対しては、			移による景観の変化に対しては、
		あらかじめ専門家からなる検討会			あらかじめ専門家からなる検討会
		等を設置し、その対策を協議した			等を設置し、その対策を協議した
		上で慎重に対応する。			上で慎重に対応する。
3. 土石の	全域	<u>①</u> 基本方針	3. 土石の	全域	(1) 基本方針
採取		当該国立公園は、カルデラ外輪山	採取		当該国立公園は、カルデラ外輪山
		に囲まれ、外輪山上に設置された展			に囲まれ、外輪山上に設置された展
		望台からの風景鑑賞が主要な利用と			望台からの風景鑑賞が主要な利用と
		なっている。露天掘りによる土石の			なっている。露天掘りによる土石の
		採取が風致景観の保全上支障となら			採取が風致景観の保全上支障となら
		ないよう配慮する。			ないよう配慮する。
		②露天掘り以外の方法(ボーリング)に			(2) 露天掘り以外の方法(ボーリン
		よるもの			グ)によるもの
		以下の要件に適合しないものは許			地熱開発を目的としたものについ
		<u>可しない。</u>			ては、「国立・国定公園内における地
		ア 特別保護地区内においては、国			熱開発の取扱いについて」(令和3年
		土保全、学術研究及び自然環境保全			9月30日環自然国発第21093
		上の必要性が認められること。			0号) によること。
		イ 地熱開発(温泉利用を除く。)を			(3) 露天掘りによるもの
		目的としたものでないこと。			以下の要件に適合しないものは許
		③露天掘りによるもの			可しない。
		以下の要件に適合しないものは許			ただし、学術調査その他公益上必
		可しない。			要と認められる行為についてはこの
		ただし、学術調査その他公益上必			限りではない。
		要と認められる行為についてはこの			公園計画車道、公園事業施設等か
		限りではない。			ら望見されないものであること。
		公園計画車道、公園事業施設等か			
4 14 4 14	英国州	ら望見されないものであること。	4 14. 4. 14.	英国州	(1) # <del>1.</del>
4. 指定湖	摩周湖	①基本方針 麻田洲はしみ的影響も声控的に飛	4. 指定湖	摩周湖	(1)基本方針 麻田洲はしみ的影響な声控的に乗
沼への排水		摩周湖は人為的影響を直接的に受けることがないなめ、地球環境の活	沼への排水		摩周湖は人為的影響を直接的に受けることがないなめ、地球環境の活
		けることがないため、地球環境の汚			けることがないため、地球環境の汚
		染を知るためのベースラインとして 田いられるなど、学術上も極めて豊			染を知るためのベースラインとして 田いられるなど 学術上も極めて書
		用いられるなど、学術上も極めて貴 重な湖沼である。このため、厳正に保			用いられるなど、学術上も極めて貴 重な湖沼である。このため、厳正に
		重な例名である。このため、敞正に休 護を図る必要がある。			年な例沿である。このため、厳止に 保護を図る必要がある。
		②排水施設			(2)排水施設
		<u>⑤</u> が小旭成   摩周カルデラ内への汚水等の排出			<u>( 2 )                                 </u>
		は許可しない。			は許可しない。
5. 広告物	全域	①基本方針	5. 広告物	全域	(1) 基本方針
等の掲出、	1-7	当該国立公園が展望を主体とした	3. 点日初	1.7	<u>(1)                                   </u>
7 〜10円/		コ阪日立ム国が成主で工作でした	4〜10円/	<u> </u>	コ欧白エム国が成主で工作とした

設置又は表			設置又は表		公園であることを踏まえ、主要展望
示		地点又は公園計画道路から見たとき	示		地点又は公園計画道路から見たとき
		の風致景観の支障について重点的に			の風致景観の支障について重点的に
		配慮する。			配慮する。
		②店舗等への誘導看板			(2) 店舗等への誘導看板
		— 以下の要件に適合しないものは許			 
		可しない。			
		 幟等の野だて看板でないこと。			ア 店舗前に設置される看板で、木
		③指導標、案内板等			製かつ最高高さ80cm以下、幅5
		— 以下の要件に適合しないものは許			
		可しない。			イ 地域の催事等、限られた期間に
		ア 地名表示板の色彩は、木材及び			のみ掲出等されるもの。
		石材等の自然材料を用いる場合を			(3) 指導標、案内板等
		除き原則として焦げ茶色であるこ			以下の要件に適合しないものは許
		と。			可しない。
		イ 必要最小限と認められるもので			ア 地名表示板の色彩は、木材及び
		あること。			石材等の自然材料を用いる場合を
		<u>④</u> その他			除き原則として焦げ茶色であるこ
		管理方針			と。
		申請者には、次の事項を指導する。			イ 必要最小限と認められるもので
		ア 維持管理			あること。
		設置された標識類が汚損若しくは			<u>(4)</u> その他
		破損した場合又は必要性がなくなっ			管理方針
		た場合は、設置者が速やかに撤去又			申請者には、次の事項を指導する。
		は補修等の維持管理を行うこと。			ア 維持管理
		イ 広告物の統合			設置された標識類が汚損若しくは
		同一地点に複数の広告物を設置す			破損した場合又は必要性がなくなっ
		る場合には、統合を図ること。			た場合は、設置者が速やかに撤去又
					は補修等の維持管理を行うこと。
					イ 広告物の統合
					同一地点に複数の広告物を設置す
					る場合には、統合を図ること。
		基本方針	6. 車馬等	摩周カルデ	
	方内(特別	景観保護上支障が大きいため、全	乗り入れ	ラ内(特別	景観保護上支障が大きいため、全
	R護地区)	面的に禁止する。		保護地区)	面的に禁止する。
		ただし、摩周湖における動力船使			ただし、摩周湖における動力船使
		用については、学術調査を目的としたもので、摩周湖において調査する			用については、学術調査を目的とし
		ことが妥当と認められ、他に代替手			たもので、摩周湖において調査する ことが妥当と認められ、他に代替手
		段がない場合にはこの限りではな			段がない場合にはこの限りではな
		い。			
	医周カルデ			   摩周カルデ	   (1)基本方針
	ラ外輪山及	当該地域には高山性植物群落やサー		ラ外輪山及	当該地域には高山性植物群落やサ
	バ藻琴山、	サ植生が発達しており、当該国立公		び藻琴山、	サ植生が発達しており、当該国立公
	, 保予出、	園における特徴的な風致景観を呈し		美幌峠	園における特徴的な風致景観を呈し
	Cibrail	ているため、厳正に保全する必要が		Z DUAL	ているため、厳正に保全する必要が
		ある。			ある。
		②車馬等乗り入れ			(2) 車馬等乗り入れ
		以下の要件に適合しないものは許し			以下の要件に適合しないものは許
		可しない。			可しない。
		ただし、学術研究その他公益上必			ただし、学術研究その他公益上必要
		要と認められる場合にはこの限りで			と認められる場合にはこの限りでは
		はない。			ない。
1	ļ	12,4,4,0			3
		ア 営利を目的としたものでないこ			ア 営利を目的としたものでないこ

11	[		1 1	1	[	
		いこと。				いこと。
		ウ 土砂の崩落のおそれがないこ				ウ 土砂の崩落のおそれがないこ
		٤.				٤.
		エ 植生に影響を与えるおそれがな				エ 植生に影響を与えるおそれがな
		いこと。				いこと。
		オ 他の手段では目的を達成するこ				オ 他の手段では目的を達成するこ
		とができないことが明らかである				とができないことが明らかであるこ
		こと。				と。
7. 木竹の	つつじヶ原	①基本方針		7. 木竹の	つつじヶ原	(1) 基本方針
植栽		硫黄山が最後に噴火したのは約5		植栽		硫黄山が最後に噴火したのは約
		00年前と言われ、つつじヶ原は植				500 年前と言われ、つつじヶ原は植
		生遷移途上にあり、ハイマツの枯死				生遷移途上にあり、ハイマツの枯死
		は自然の微妙なバランスのゆらぎと				は自然の微妙なバランスのゆらぎと
		も考えられる。このため、ハイマツが				も考えられる。このため、ハイマツ
		枯死した箇所へのハイマツ植林等の				が枯死した箇所へのハイマツ植林等
		復元については、専門家からなる検				の復元については、専門家からなる
		討会を設置し、その対策を総合的に				検討会を設置し、その対策を総合的
		調査検討した上で対応する必要があ				に調査検討した上で対応する必要が
		る。				ある。
		<u>②</u> 植栽				(2) 植栽
		以下のいずれかの要件に該当しな				以下のいずれかの要件に該当しな
		い場合には許可しない。				い場合には許可しない。
		ア つつじヶ原において自然公園法				ア つつじヶ原において自然公園法
		の許認可を受けて行われる行為に				の許認可を受けて行われる行為に
		伴い生じた支障木等の移植を行う				伴い生じた支障木等の移植を行う
		場合であって、周囲の植生に支障				場合であって、周囲の植生に支障
		を及ぼさないものであること。				を及ぼさないものであること。
		イ 専門家及び関係行政機関による				
		検討会において必要とされた対策				イ 専門家及び関係行政機関による
		を実施するものであること。				検討会において必要とされた対策
						を実施するものであること。
(新設)	(新設)	(新設)		8. 動力船	屈斜路湖	自然公園法施行規則第12条第29号
				の使用		の 20 により許可を要しないとされて
						いる「漁業を営むために車馬若しくは
						動力船等を使用すること」の「漁業」
						について、屈斜路湖においては漁業協
						同組合はなく、漁業権も設定されてい
						ないため、屈斜路湖で漁業を営む者で
						あるかどうかは、漁業協同組合の設立
						又は漁業権の設定までの暫定的な取扱
						いとして、その者が在住する自治体に
						よる確認等を踏まえて判断することと
						し、漁業協同組合の設立又は漁業権の
						設定がされた場合は、その事実関係を
						もって判断するものとする。

# イ 普通地域

普通地域の要届出行為については、アの特別地域及び特別保護地区の行為の取扱 (規模に関するものを除く。)を参考とし、風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。なお、自然公園法第26条第2項の規定に基づき、その風景を保護するために、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を取るべき旨命ずる必要のある行為の取扱については、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

# イ 普通地域

普通地域の要届出行為については、アの特別地域及び特別保護地区の行為の取扱い(規模に関するものを除く)を参考とし、風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。自然公園法第33条第2項の規定に基づき、その風景を保護するために、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を取るべき旨命ずる必要のある行為の取扱については、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日 環自国発第051003001号)及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について」(平成13年5月28日付環自国第212号)による。その他につい

	11.75	The tend of the
行為の種類	地域	取扱方針
	全域	
新築、改築		
又は増築		
(1) 建築		①基本方針
物		屈斜路カルデラ内一帯及び阿寒横
		断道路一帯の風景の保護を図るた
		め、必要な命令を課す。
		②規模(高さ)
		建築物の最高高さが 25 メートルを超
		える建築物の新築、改築及び増築は禁
/ O ) All 14th		止する。
(2)鉄塔・		①基本方針
アンテナ		屈斜路カルデラ内一帯の風景の保
		護を図るため、公園計画道路及び園
		地等の利用拠点から見たときの支障
		とならないよう必要な指導を行う。
		②規模(高さ)
		公園計画道路及び園地等の利用拠
		点から見たときに屈斜路外輪山の山
		稜線を分断しないよう指導する。
		③色彩 居到股州於山の山腹下,休化士之
		屈斜路外輪山の山腹と一体化する
		よう、林内及び林縁にあっては焦げ
		茶色、畑地内及び市街地にあっては
		灰色 ( 亜鉛メッキ色) とするよう
		指導する。
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	 (新設)	(新設)
(新設)	(新設)_	_(新設)_
	(新設)	_(新設)_
(新設)	(新設)	
(新設)_	(新設)	
(新設)	(新設)	

ては、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類		取扱方針
1. 工作物	全域	
の新築、改		
築又は増築		
(1)建築		(1) 基本方針
物		 屈斜路カルデラ内一帯及び阿寒横
		断道路一帯の風景の保護を図るた
		め、必要な命令を課す。
		_(2)_規模
		建築物の最高高さが25メートルを超
		える建築物の新築、改築及び増築は禁
		止する。
(2)鉄塔・		(1) 基本方針
アンテナ		屈斜路カルデラ内一帯の風景の保
		護を図るため、公園計画道路及び園
		地等の利用拠点から見たときの支障
		とならないよう必要な指導を行う。
		(2) 規模(高さ)
		公園計画道路及び園地等の利用拠
		点から見たときに屈斜路外輪山の山
		稜線を分断しないよう指導する。
		(3)色彩
		屈斜路外輪山の山腹と一体化する
		よう、林内及び林縁にあっては焦げ
		茶色、畑地内及び市街地にあっては
		灰色 ( 亜鉛メッキ色) とするよう
(3)太陽		指導する。  (1)基本方針
光発電施設		<u>(1) 墨华刀列</u> 新築、改築及び増築に当たっては、
		公園計画道路及び園地等の利用拠点
		から見えないよう、設置場所の工夫
		や樹木を植栽すること等により風景
		への影響を緩和するよう必要な指導
		 を行う。
2. 水位水		
量の増減		屈斜路湖、釧路川及び西別川とそ
		の周辺における野生動植物の保護を
		図るため、生息又は生育の支障とな
		らないよう必要な指導を行う。
		(2)事前調査
		野生動植物への影響を予測する
		ため、事前に十分な期間を設けて調
		査し、影響について有識者の意見を
a dettet		得ること。
3. 広告物		(1)基本方針
の掲出等		<u> </u>
		とならないように指導する。
		ただし、以下のものは除く。 ア 店舗前に設置される看板で、木
		型かつ最高高さ80cm以下、幅5
		一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一
		イ 地域の催事等、限られた期間に
		のみ掲出等されるもの。
<u>l</u>	<u> </u>	

## (2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成 17 年 10 月 1 の取扱方針により取扱う。

事業の種類	地区	取扱方針
建築物全般	全域	① 基本方針
の取扱		ア 当地域は屈斜路湖や摩周湖を取
		り巻く外輪山からの展望やこれら
		の山々を眺望する風景探勝型の公
		園であることを踏まえて、主要利
		用施設や展望地から見たときの風
		致景観の支障に配慮する。
		イ 多くの利用が図られている川湯
		集団施設地区及び川湯駅前地区に
		ついては、 <u>②</u> 以下の各要件との整
		合性の審査に加え、良好な町並み
		景観創出のため、建築物相互のデ
		ザインの統一が図られるよう配慮
		する。
	川湯集団	②規模 (建築面積、高さ、建ペい率等)、
	施設地区	壁面後退
		最高高さ本屋 20 メートル以下、塔
		屋を含め 25 メートル以下であるこ
		と。
	川湯駅前	②規模 (建築面積、高さ、建ぺい率等)、
	地区	壁面後退
		最高高さ 15 メートル以下である
		こと。
	仁伏地区	②規模 (建築面積、高さ、建ぺい率等)、
	の屈斜路	壁面後退
	摩周線道	<u>1)</u> 宿舎事業にあっては最高高さ 13
	路より湖	メートル以下、その他の事業にあ
	畔側の地	っては最高高さ 10 メートル以下
	域	であること。
		2) 建築面積 1,000 平方メートル以
		下であること。
		<u>3)</u> 建ぺい率 30 パーセント以下であ
		ること。ただし、既存建築物が 30
		パーセントを超える場合には現状
		規模を上限とする。
		4)壁面後退が公園計画車道から 30
		メートル以上、湖岸線から 20 メー
		トル以上、敷地境界線から5メー
		トル以上であること。ただし、舟遊
		場事業は除くものとする。
	砂湯及び	②規模 (建築面積、高さ、建ペい率等)、
	池の湯地	壁面後退
	区の屈斜	1)既存建築物の建て替えのための
	路摩周線	新築又は改築であって、建築物の
	道路より	規模は、既存建築物を超えないも
	湖畔側の	のであること。
	地域	2) 建築物の最高高さは宿舎事業に
		あっては 10 メートル、その他の事
		業にあっては7メートル以下であ
		ること。

## (2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成23年11月3 日付け環自国発第 051001001 号自然環境局長通知) によるほか、下記 0 日付け環自国発第 1 1 1 1 3 0 0 0 4 号自然環境局長通知) による ほか、下記の取扱方針により取扱う。

	ын	Testra L.Al
事業の種類	地区	取扱方針
建築物全般	全域	(1) 基本方針
の取扱い		ア 当地域は屈斜路湖や摩周湖を取
		り巻く外輪山からの展望やこれら
		の山々を眺望する風景探勝型の公
		園であることを踏まえて、主要利
		用施設や展望地から見たときの風
		致景観の支障に配慮する。
		イ 多くの利用が図られている川湯
		集団施設地区及び川湯駅前地区に
		ついては、 <u>(2)</u> 以下の各要件との
		整合性の審査に加え、良好な町並
		み景観創出のため、建築物相互の
		デザインの統一が図られるよう配
		慮する。
	川湯集団	(2)規模(建築面積、高さ、建ぺい率
	施設地区	等)、壁面後退
		最高高さ本屋20メートル以下、
		塔屋を含め25メートル以下である
		こと。
	川湯駅前	(2)規模(建築面積、高さ、建ペい率
	地区	等)、壁面後退
		最高高さ15メートル以下である
		2 b.
	仁伏地区	(2) 規模(建築面積、高さ、建ペい率
	の屈斜路	等)、壁面後退
	摩周線道	<u>ア</u> 宿舎事業にあっては最高高さ 13
	路より湖	メートル以下、その他の事業にあ
	畔側の地	っては最高高さ10メートル以下
	域	であること。
		<u>イ</u> 建築面積1,000平方メート
		ル以下であること。
		<u>ウ</u> 建ぺい率30パーセント以下で あること。ただし、既存建築物が3
		0パーセントを超える場合には現
		状規模を上限とする。
		エー壁面後退が公園計画車道から3
		3 全面後送が公園計画単遺がり3 0 メートル以上、湖岸線から20
		メートル以上、敷地境界線から5
		メートル以上であること。ただし、
		舟遊場事業は除くものとする。
	砂 湯 及 び	(2)規模(建築面積、高さ、建ペい率
	池の湯地	等)、壁面後退
	区の屈斜	アの既存建築物の建て替えのための
	路摩周線	新築又は改築であって、建築物の
	道路より	規模は、既存建築物を超えないも
	湖畔側の	のであること。
	地域	イ 建築物の最高高さは宿舎事業に
		あっては10メートル、その他の
		事業にあっては7メートル以下で
		あること。
		-

	3)壁面後退が公園計画車道から 30	<u></u>	ウ 壁面後退が公園計画車道から3
	メートル以上、湖岸線から 20 メー		
	トル以上、敷地境界線から5メー		メートル以上、敷地境界線から5
	トル以上であること。ただし、既存		メートル以上であること。ただし、
	建築物と同じ箇所に建て替える場		   既存建築物と同じ箇所に建て替え
	合、舟遊場事業又は船舶運送施設		る場合、舟遊場事業又は船舶運送
	事業ついては、この限りではない。		施設事業ついては、この限りでは
	7 7/2		ない。
仁伏、砂	②規模 (建築面積、高さ、建ぺい率等)、		(2)規模(建築面積、高さ、建ペい率
湯、池の湯	—   壁面後退	湯、池の湯	等)、壁面後退
地区の屈	1) 最高高さ 15 メートル以下である	地区の屈	ア 最高高さ15メートル以下であ
斜路摩周	 こと。	斜路摩周	— ること。
線道路よ		線道路よ	イ 建築面積2,000平方メート
り山側の		り山側の	 ル以下であること。
地域	3)建ペい率 20 パーセント以下であ	地域	ウ 建ペい率20パーセント以下で
	<u> </u>		あること。
	4) 壁面後退が公園計画車道から 30		エ 壁面後退が公園計画車道から3
	メートル以上、敷地境界線から5		0メートル以上、敷地境界線から
	メートル以上であること。		5メートル以上であること。
その他地	②規模 (建築面積、高さ、建ぺい率等)、	その他地	(2)規模(建築面積、高さ、建ペい率
区	壁面後退	区	等)、壁面後退
	1) 最高高さが 13 メートル以下で		<u>ア</u> 最高高さが13メートル以下で
	あること。ただし、舟遊場事業にあ		あること。ただし、舟遊場事業にあ
	っては最高高さ7メートル以下で		っては最高高さ7メートル以下で
	あること。		あること。
	2)壁面後退が公園計画車道から 30		<u>イ</u> 壁面後退が公園計画車道から3
	メートル以上、湖岸線から 20 メー		0メートル以上、湖岸線から20
	トル、敷地境界線から5メートル		メートル、敷地境界線から5メー
	以上であること。ただし、本管理計		トル以上であること。ただし、本管
	画において事業種別に取扱が定め		理計画において事業種別に取扱い
	られている場合には、個別の扱い		が定められている場合には、個別
	によるものとする。		の扱いによるものとする。
全域	(以下、「建築物全般の取扱」に記載)	全域	<u>(3)</u> デザイン、色彩、材料
	③ デザイン、色彩、材料		以下の要件に適合しないものは認
	以下の要件に適合しないものは認		可しない。
	可しない。		ア 屋根のデザイン
	ア 屋根のデザイン		屋根のデザインは、切妻、寄棟、
	屋根のデザインは、切妻、寄棟、		入母屋形式又はマンサード屋根等
	入母屋形式又はマンサード屋根等		の勾配のある屋根に限るものと
	の勾配のある屋根に限るものと		し、陸屋根、片流れ又はドーム等曲
	し、陸屋根、片流れ又はドーム等曲		面屋根でないこと。ただし、既存建
	面屋根でないこと。ただし、既存建		築物の増改築の場合であって、上
	築物の増改築の場合であって、上		記勾配屋根とすることが困難と認
	記勾配屋根とすることが困難と認		められる場合、他から望見される
	められる場合、他から望見される		ことのない場所に位置する場合、
	ことのない場所に位置する場合、		又は建築面積10平方メートル以
	又は建築面積 10 平方メートル以		下程度の小規模な建築物である場
	下程度の小規模な建築物である場		合にはこの限りではない。陸屋根
	合にはこの限りではない。陸屋根		である既存建築物の増改築に際し
	である既存建築物の増改築に際し		ては、傾斜パラペット(飾屋根)
	ては、傾斜パラペット(飾屋根)		を設けるなど、屋根があるように
	を設けるなど、屋根があるように		見えるデザインとすること。
	見えるデザインとすること。		イ 色彩及び材料
	イ 色彩及び材料		(ア)屋根(飾屋根を含む。以下同
	1)屋根(飾屋根を含む。以下同		じ。)の色彩
	じ。)の色彩		焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若

焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若し くは暗灰色のいずれかの色彩又 は自然材料の素地色とする。

## 2)壁面の色彩

茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物の色彩との調和を図る。

ウ デザインに関する特例 地域の建築物のデザインについ て、地元地方公共団体の条例、住民 等により結ばれた建築協定等によ り、独自の取扱方針(規則第11条 第1項第5号に適合するものに 限る。)がある場合は、上記ア及び イによらず、当該方針によること ができる。

#### ④ 付帯施設

次のアからエまでの各号に掲げる 付帯施設については、それぞれ各号 に示す要件に適合しないものについ ては認可しないものとする。

- ア 駐車場及び取付道路について は、風致景観の保護上、支障のない 範囲内において、建築物の収容力 に見合った必要最小限の規模であ ること。
- イ 車庫及び倉庫等の小規模な付帯 施設は、極力、主たる建築物に包含 し、別棟とはしないこと。やむを得 ず別棟とする場合にあっても、主 たる建築物とデザイン、色彩及び 材料の調和がとれていると認めら れるものであること。
- ウ 外灯を設置する場合には、建築 物のライトアップを目的とするも のでないこと。
- エ 自動販売機は建物の庇の下に設置する、又は板張り等の自然材料により外側を囲む等して風致への影響の軽減が図られていることが認められるものであること。

## <u>⑤</u> その他

管理方針

公園事業者には、以下の事項について指導する。

ア 修景緑化方法

敷地内の空地は、原則として郷 土種植物により修景緑化するこ と。

イ 浄化槽の設置

雑排水を放流する場合には、浄化槽(同等の機能を持つものも含む。)を設置すること。ただし、次に該当する場合はこの限りではな

しくは暗灰色のいずれかの色 彩又は自然材料の素地色とす る。

#### (イ)壁面の色彩

茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色のいずれかの色彩を基調とし、 周囲に位置する既存建築物の 色彩との調和を図る。

ウ デザインに関する特例

地域の建築物のデザインについて、地元地方公共団体の条例、住民等により結ばれた建築協定等により、独自の取扱方針(規則第11条第1項第5号に適合するものに限る。)がある場合は、上記ア及びイによらず、当該方針によることができる。

#### (4) 付帯施設

次のアからエまでの各号に掲げる 付帯施設については、それぞれ各号 に示す要件に適合しないものについ ては認可しないものとする。

- ア 駐車場及び取付道路について は、風致景観の保護上、支障のない 範囲内において、建築物の収容力 に見合った必要最小限の規模であ ること。
- イ 車庫及び倉庫等の小規模な付帯 施設は、極力、主たる建築物に包含 し、別棟とはしないこと。やむを得 ず別棟とする場合にあっても、主 たる建築物とデザイン、色彩及び 材料の調和がとれていると認めら れるものであること。
- ウ 外灯を設置する場合には、建築 物のライトアップを目的とするも のでないこと。
- エ 自動販売機は建物の庇の下に設置する、又は板張り等の自然材料により外側を囲む等して風致への影響の軽減が図られていることが認められるものであること。

## <u>(5)</u>その他

管理方針

公園事業者には、以下の事項につ いて指導する。

ア 修景緑化方法

敷地内の空地は、原則として郷 土種植物により修景緑化するこ と。

イ 浄化槽の設置

雑排水を放流する場合には、浄化槽(同等の機能を持つものも含む。)を設置すること。ただし、次に該当する場合はこの限りではな

	い。 1) 地熱帯や無電力地域等技術的に浄化槽設置が困難な地域において、沈殿枡及びやオイルトラップ等が設置されることになっている場合。 2) 川湯市街及び川湯駅前などの公共下水道計画地域内に設置する場合。なお、この場合でも、浴室の新築、増築及び改築に当たっては、公共下水道整備完了後には洗い場等の温泉以外の雑排水を速やかに下水道に放流が可能な構造とすること。		い。 (ア)地熱帯や無電力地域等技術的に浄化槽設置が困難な地域において、沈殿枡及びやオイルトラップ等が設置されることになっている場合。 (イ)川湯市街及び川湯駅前などの公共下水道計画地域内に設置する場合。なお、この場合でも、浴室の新築、増築及び改築に当たっては、公共下水道整備完了後には洗い場等の温泉以外の雑排水を速やかに下水道に放流が可能な構造とすること。
1. 道路(車 全域 道)	① 基本財調報 には には には には には には で は には で が と が と が と が と が と が な ない な	1. 道路(車 全域 道)	(1) 基本方針 道路響が大きいため、次の点に留意する。 ア 自然環境及び風致に与える影響が、きっている。のとし、切底土量のが、改変は橋梁等を採用するものとする。 つ 沿道に生息する動物との共生を図る。 ウ 沿道に生息する動物との共生を図る。 ウ 沿道に生息する動物との共生を図る。 (2) デザイン、色彩、材料 明さいのでは、 ののとのででは、 のののででは、 ののののでででででででででででででででででででででで

だし、冬期の安全対策上必要な場合 にはこの限りではないが、降雪期の 仮設工作物又は折りたたみ収納式と すること。

ウ スノーシェルター及びスノーシェード

主要展望地点からの眺望の妨げにならないこと。

エ 道路照明

照明光が屈斜路湖畔から望見され るものでないこと。

#### ④ 緑化修景

以下の要件に適合しないものは認 可しない。

- ア 法面及び廃道敷は、交通安全上 又は防災上やむを得ない場合を除 き、緑化することになっているこ と。ただし、法面が硬岩である等緑 化が困難であると認められるもの についてはこの限りではない。な お、緑化資材には、郷土種植物の積 極的利用を図るものとする。郷土 種植物の導入に当たっては、周辺 の地形地質や植生に合った種類を 用いること。
- イ 支障木の伐採は必要最小限に留められていると認められること。

## ⑤ 残土処理

以下の要件に適合しないものは認 可しない。

ア 残土を、国立公園区域外に搬出 するものであること。ただし、当該 国立公園内において自然公園法に 基づく許認可を得て行われる他の 工事に流用する場合にあっては、 この限りではない。

## <u>⑥</u> その他

管理方針

事業者には以下の事項について指 導する。

- ア 支障木は可能な限り修景のため に必要な箇所へ移植すること。
- イ 表土は、盛土法面等に利用が図 られるものであること。
- ウ 土工事の施工に当たっては、十 分な落石防止柵を設けることによ り、道路敷地外への土石の崩落・流 出を防止すること。
- エ 工事に伴い生ずる廃材等は、そ の都度搬出処分するものとし、周 囲に放置又は散乱させないこと。
- オ 野生動物との共生を図るため、 必要に応じてアンダーパス、オー バーパス及び飛び出し防護柵を設 けるとともに、側溝は転落した動 物が脱出可能な構造にすること。

と。ただし、冬期の安全対策上必要 な場合にはこの限りではないが、 降雪期の仮設工作物又は折りたた み収納式とすること。

ウ スノーシェルター及びスノーシ ェード

主要展望地点からの眺望の妨げにならないこと。

エ 道路照明

照明光が屈斜路湖畔から望見されるものでないこと。

#### (4)緑化修景

以下の要件に適合しないものは認 可しない。

- ア 法面及び廃道敷は、交通安全上 又は防災上やむを得ない場合を除 き、緑化することになっているこ と。ただし、法面が硬岩である等緑 化が困難であると認められるもの についてはこの限りではない。な お、緑化資材には、郷土種植物の積 極的利用を図るものとする。郷土 種植物の導入に当たっては、周辺 の地形地質や植生に合った種類を 用いること。
- イ 支障木の伐採は必要最小限に留 められていると認められること。

## (5) 残土処理

以下の要件に適合しないものは認可しない。

ア 残土を、国立公園区域外に搬出 するものであること。ただし、当該 国立公園内において自然公園法に 基づく許認可を得て行われる他の 工事に流用する場合にあっては、 この限りではない。

## <u>(6)</u>その他

管理方針

事業者には以下の事項について指 導する。

- ア 支障木は可能な限り修景のため に必要な箇所へ移植すること。
- イ 表土は、盛土法面等に利用が図 られるものであること。
- ウ 土工事の施工に当たっては、十 分な落石防止柵を設けることによ り、道路敷地外への土石の崩落・流 出を防止すること。
- エ 工事に伴い生ずる廃材等は、そ の都度搬出処分するものとし、周 囲に放置又は散乱させないこと。
- オ 野生動物との共生を図るため、 必要に応じてアンダーパス、オー バーパス及び飛び出し防護柵を設 けるとともに、側溝は転落した動 物が脱出可能な構造にすること。

	カ が労の除費に 変刻な徒田した		カー 汎営の除草に   変刻も使用した
	カ 沿道の除草に、薬剤を使用しな		カー沿道の除草に、薬剤を使用しな
	V3 Z E O		Vi Z Z
	キ 標識類及び危険防止柵等で、老		キ 標識類及び危険防止柵等で、老
	朽化又は破損したものは速やかに		朽化又は破損したものは速やかに
	撤去又は更新すること。		撤去又は更新すること。
藻琴山登	整備方針	藻 琴 山	登 (1) 整備方針
山線	当該沿線の法面には郷土種植物が	山線	当該沿線の法面には郷土種植物が
	多く生育している。これらの植生を		多く生育している。これらの植生を
	攪乱させないよう留意する。		攪乱させないよう留意する。
	· 整備方針		野 (1)整備方針
上峠線(国		上峠線	
道 391 号		道 3 9	
線)	障を来すことがないものとする。		障を来すことがないものとする。
	イ 当該沿線の法面には、郷土種植		イ 当該沿線の法面には、郷土種植
	物が多く生育している。これらの		物が多く生育している。これらの
	植生を攪乱させないよう留意す		植生を攪乱させないよう留意す
	<u>る。</u>		3.
藻 琴 山 線		藻琴山	
(道道網		(道道	
走川湯線)	公園方面の眺望に優れている。道	走川湯絲	会別 公園方面の眺望に優れている。道
	路工作物の設置に当たっては、こ		路工作物の設置に当たっては、こ
	れらの眺望を阻害しないものとす		れらの眺望を阻害しないものとす
	る。		る。
	イ 屈斜路湖方面から見ると藻琴山		イ 屈斜路湖方面から見ると藻琴山
	山麓の稜線上を通過しているた		山麓の稜線上を通過しているた
	め、工作物の設置に当たっては、屈		め、工作物の設置に当たっては、屈
	斜路湖からの眺望に支障を来すこ		斜路湖からの眺望に支障を来すこ
	とがないよう留意する。		とがないよう留意する。
	ウ 当該沿線の法面には、郷土種が		ウ 当該沿線の法面には、郷土種が
	多く生育している。これらの植生		多く生育している。これらの植生
	を攪乱させないよう留意する。		を攪乱させないよう留意する。
川湯温泉		川湯温	
線	ア 市街地内の道路であり、歩行者	線	ア 市街地内の道路であり、歩行者
	等に配慮した快適な空間の創出に		等に配慮した快適な空間の創出に
	努め、適切な維持管理を図るもの		努め、適切な維持管理を図るもの
	とする。		とする。
	イ 今後の道路改良を実施する際		イ 今後の道路改良を実施する際
	に、公園事業として把握する。		に、公園事業として把握する。
津別峠線	整備方針	津 別 峠	線 (1) 整備方針
(道道屈	ア 現在、制限速度 20km であり、乗	(道道	屈 ア 現在、制限速度20kmであり、
斜路津別	車定員10人以上の車両又は2 t車	斜路津	別 乗車定員10人以上の車両又は2
線)	以上は通行禁止となっている。今	線)	t 車以上は通行禁止となっている。
	後は、マイクロバス程度の通行が		今後は、マイクロバス程度の通行
	可能になるよう、カーブ改良や待		が可能になるよう、カーブ改良や
	避所の増設等必要最小限の改良を		待避所の増設等必要最小限の改良
	図る。		を図る。
	イ 道路沿線の自然林の保全に特に		イ 道路沿線の自然林の保全に特に
	留意し、支障木の伐採は最小限に		留意し、支障木の伐採は最小限に
	世思し、文庫小の民体は取小版にとどめる。		田志 C、 文障 不 の 伐 沫 は 取 小 酸 に
<b>北□ 王王 \中 々々</b>		1:H EE \H	
和琴連絡		和琴連	
線(町道和		線(町道	
琴半島線)	の唯一のアプローチ道路である。既		
	に改良は終わっているが、歩行者等		に改良は終わっているが、歩行者等
	に配慮した快適な空間の創出に努		に配慮した快適な空間の創出に努
	め、適切な維持管理を図るものとす		め、適切な維持管理を図るものとす
	る。		る。

# 屈斜路摩 周線(道道 屈斜路摩 周湖畔線)

#### 整備方針

- ( 1 ) 摩周湖区間
  - : 仁多国立公園境界から跡佐登国道 交差点までの区間
- ア 当該路線は根釧原野、屈斜路湖 及び摩周湖の眺望に優れている。 道路工作物の設置に当たっては、 これらの眺望を阻害しないものと する。
- イ 当該路線は摩周カルデラ外輪山 山麓の稜線上を通過しているた め、工作物の設置に当たっては、川 湯方面からの眺望に支障を来さな いよう留意する。
- ウ 当該路線の法面には、郷土種植 物が多く生育している。これらの 植生を攪乱させないよう留意す
- エ 利用者の安全確保を図るため、 定期的な点検を行い適切に対応す る。
- オ 第三展望台の利用状況に応じ て、駐車帯の延長、横断歩道の整備 等、安全施設の整備等を適切に行 う。

## (2) 屈斜路湖区間

- ; 屈斜路から硫黄山入口国道交差点 までの区間
- ア 自転車、歩行者及び身障者等が 安心して通行できるよう車道に付 帯して自転車道、歩道の整備を進 める。
- イ つつじヶ原の景観保全に留意す
- ウ 沿道の優れた自然林の保全を図
- エ 砂湯地区の交通混雑緩和のため の道道の山側への付替計画につい ては、現道路敷地を利用した駐車 帯又は駐車公園等の整備案を含め て、風致景観に配慮しつつ総合的 に検討する。
- オ 屈斜路湖岸への無秩序な自動車 乗り入れが起こらないよう関係機 関と調整を図る。

# 弟 子 屈 美 整備方針 幌線(国道 243 号線)

- ア 当路線は屈斜路湖の眺望に優れ ている。道路工作物の設置に当た っては、屈斜路湖の眺望を阻害し ないものとする。
- イ 当該路線は屈斜路カルデラ外輪 山山腹を通過しているため、工作 物の設置に当たっては、屈斜路湖 方面からの眺望に支障を来さない

# 屈斜路摩 周線(道道 屈斜路摩

周湖畔線

## (1)整備方針

- ア 摩周湖区間
- : 仁多国立公園境界から跡佐登国道 交差点までの区間
- (ア) 当該路線は根釧原野、屈斜路湖 及び摩周湖の眺望に優れてい る。道路工作物の設置に当た っては、これらの眺望を阻害 しないものとする。
- (イ) 当該路線は摩周カルデラ外輪 山山麓の稜線上を通過してい るため、工作物の設置に当た っては、川湯方面からの眺望 に支障を来さないよう留意す
- (ウ) 当該路線の法面には、郷土種植 物が多く生育している。これ らの植生を攪乱させないよう 留意する。
- (エ)利用者の安全確保を図るため、 定期的な点検を行い適切に対 応する。
- (オ)第三展望台の利用状況に応じ て、駐車帯の延長、横断歩道の 整備等、安全施設の整備等を 適切に行う。

## イ 屈斜路湖区間

- : 屈斜路から硫黄山入口国道交差点 までの区間
- (ア)自転車、歩行者及び身障者等が 安心して通行できるよう車道 に付帯して自転車道、歩道の 整備を進める。
- (イ) つつじヶ原の景観保全に留意 する。
- (ウ)沿道の優れた自然林の保全を 図る。
- (エ)砂湯地区の交通混雑緩和のた めの道道の山側への付替計画 については、現道路敷地を利 用した駐車帯又は駐車公園等 の整備案を含めて、風致景観 に配慮しつつ総合的に検討す
- (オ) 屈斜路湖岸への無秩序な自動 車乗り入れが起こらないよう 関係機関と調整を図る。

# 弟子屈美 幌線(国道 2 4 3 号

線)

## (1)整備方針

- ア 当路線は屈斜路湖の眺望に優れ ている。道路工作物の設置に当た っては、屈斜路湖の眺望を阻害し ないものとする。
- イ 当該路線は屈斜路カルデラ外輪 山山腹を通過しているため、工作 物の設置に当たっては、屈斜路湖 方面からの眺望に支障を来さない

	弟子屈足 寄線(国道 241号線)	よう留意する。 ウ 当該路線の法面には、郷土種植物が多く生育している。これらの植生を攪乱させないよう留意する。 エ 美幌峠のササ植生の保全に努めるものとする。 整備方針 ア コンクリート法枠工と植生袋により施工されている外来草本種による法面は、周囲の風致景観と違和感があるので、郷土種植物に移行する工法及び管理方法等について、試験地を設定しながら調査及び検討するよう調整を図る。 イ 通年の通行が確保できるよう、適切な安全対策を講じるものとする。		弟 (国 (国 (国 (国 (国 (国 (国 (国 (国 (国	よう留意する。 ウ 当該路線の法面には、郷土種植物が多く生育している。これらの植生を攪乱させないよう留意する。 エ 美幌峠のササ植生の保全に努めるものとする。 (1)整備方針アコンクリート法枠工と植生袋により施工されている外来草本種による法面は、周囲の風致景観と違和感があるので、郷土種植物に移行する工法及び管理方法等について、試験地を設定しながら調査を図る。 イ 通年の通行が確保できるよう、適切な安全対策を講じるものとする。
	裏(標線道線中里道周の	整備方針 快適な利用が図られるよう適切な 維持管理に努める。		裏(標線道線中里道周	(1)整備方針 快適な利用が図られるよう適切な 維持管理に努める。
2. 道路(歩道)	線) 全域	基本方針 歩道は、公園利用を促進するために基本的な施設であり、適切な整備及び維持管理が必要である。このため、次の方針に基づいた歩道とする。ア 沿線の自然改変を極力避けるとともに、歩道整備に起因する沿道のたった。 イ 利用者の安全確保と植生保全のため、歩道以外への利用者の立入りを防止するための措置を講ずる。ウ 指導標や解説板の整備を図るものとするが、ルートごとにデザインの統一性が確保されるよう努めるものとする。エ 歩道沿線の樹木の保護に努める。	2. 道路(歩道)	線)全域	(1)基本方針 歩道は、公園利用を促進するために基本的な施設であり、適切な整備及び維持管理が必要である。このため、次の方針に基づいた歩道とする。ア 沿線の自然改変を極力避けるとともに、歩道整備に起因するものとする。イ 利用者の安全確保と植生保全のため、歩道以外への利用者の立入りを防止するための措置を講する。ウ 指導標や解説板の整備を図るものとするが、ルートごとにデザインの統一性が確保されるよう努めるものとする。エ 歩道沿線の樹木の保護に努める。
	和琴	整備方針  オヤコツ地獄付近は、急斜面の箇  所があるため、防護柵の設置等歩行 者の安全に留意する。また、解説板や 樹名板の適切な維持管理を図る。		和琴	(1)整備方針 オヤコツ地獄付近は、急斜面の箇 所があるため、防護柵の設置等歩行 者の安全に留意する。また、解説板や 樹名板の適切な維持管理を図る。
	摩 周 湖 西 別 岳 探 勝 線	① 整備方針 ア 摩周岳山頂付近は、平成4年の北海道東方沖地震の影響で崩落が目立っている。登山者の安全を図るとともに、標識を中心に整備を検討する。 イ 西別岳稜線付近には高山植物の群落が発達しているが、利用者に		摩周湖西別岳探勝線	(1)整備方針 ア 摩周岳山頂付近は、平成4年の北海道東方沖地震の影響で崩落が目立っている。登山者の安全を図るとともに、標識を中心に整備を検討する。 イ 西別岳稜線付近には高山植物の群落が発達しているが、利用者に

	よる踏み荒らしや盗掘がおきない	<u></u>	よる踏み荒らしや盗掘がおきない
	   よう整備を検討する。		よう整備を検討する。
	② その他		(2) その他
	<u>③</u>		管理方針
	高山植生を利用者の踏み荒らしや		高山植生を利用者の踏み荒らしや
	盗掘から守るため、関係機関と連携		盗掘から守るため、関係機関と連携
	して、高山植物等の保護巡視に当た		して、高山植物等の保護巡視に当た
	る。		る。
裏摩周探	① 整備方針	(削除)	(削除)
勝線	自然観察や歩くスキーができるよ	(1441/41/	(144)417
<u>1777 1178</u>			
	うに整備を検討する。		
	② その他		
	<u>管理方針</u>		
	終点部から旧裏摩周展望台へ至る		
	林道については、摩周湖岸への立入		
	りルートとなっているため、環境保		
	全の立場からゲートを設置し、当該		
	林道への一般車両の乗り入れを規制		
	しており、今後とも当該措置を継続		
	する。		
藻 琴 山 登		藻 琴 山 登	(1)整備方針
山線	旧展望台から山頂にかけての稜線	山線	旧展望台から山頂にかけての稜線
	上は険しい地形となっているため、		上は険しい地形となっているため、
	利用者の安全確保に努めるものとす		利用者の安全確保に努めるものとす
	る。		る。
屈斜路湖	整備方針	屈斜路湖	(1)整備方針
北西外輪	ア 当該路線は、風衝植生帯を通過	北西外輪	ア当該路線は、風衝植生帯を通過
山線	   するため、これらの植生の保全に	山線	するため、これらの植生の保全に
	留意するものとする。	11/1/4	留意するものとする。
	イ 湖西山から津別峠までのコース		イ 湖西山から津別峠までのコース
	の設定に当たっては、当該路線が		の設定に当たっては、当該路線が
	公園区域境界上に位置することか		公園区域境界上に位置することか
	ら、公園区域外を含めた最良のル		ら、公園区域外を含めた最良のル
	ートの選定を検討するものとす		ートの選定を検討するものとす
	る。		る。
	ウ 当面は、美幌峠から津別峠まで		ウ 当面は、美幌峠から津別峠まで
	の路線を中心に歩道整備を検討す		の路線を中心に歩道整備を検討す
	る。		る。
和骨周回	整備方針	和骨周回	<u>(1)</u> 整備方針
線	指導標や自然解説板の整備を検討	線	指導標や自然解説板の整備を検討
	する。		する。
ポンポン		ポンポン	(1)整備方針
山湯沼線	アポンポン山の隆起地形及び植物	山線沼線	アポンポン山の隆起地形及び植物
	を保護するため、必要に応じて木		を保護するため、必要に応じて木
	道及び植生保護柵の設置を検討す		道及び植生保護柵の設置を検討す
	<b>ప</b> 。		る。
	イ 第2ポンポン山及び第3ポンポ		イ 第2ポンポン山及び第3ポンポ
	   ン山は、歩道が整備されているが、		 ン山は、歩道が整備されているが、
	植生の保全が図られるまで、一般		植生の保全が図られるまで、一般
	利用には供さないものとする。		利用には供さないものとする。
川湯硫黄	整備方針	川湯硫黄	<u>(1)</u> 整備方針
山線(つつ	ア 川湯エコミュージアムセンター	山線(つつ	ア 川湯エコミュージアムセンター
じヶ原)	のフィールドとして自然とのふれ	じヶ原)	のフィールドとして自然とのふれ
	   あいを積極的に進めていくため、		」 あいを積極的に進めていくため、
	自然解説板の整備を検討する。		自然解説板の整備を検討する。
	イ イソツツジー ガンコウラン群		イ イソツツジー ガンコウラン群

<b> </b>	<b></b>	11.1		······
	落の保全に努め、植生が整備によ			落の保全に努め、植生が整備によ
	り改変される場合には移植を検討			り改変される場合には移植を検討
	するものとする。			するものとする。
(つつじ	整備方針		川湯硫黄	_(1)整備方針
ヶ原以外)	ア 当該区間は歩道を樹木が覆う「青		<u>山線</u> (つつ	ア 当該区間は歩道を樹木が覆う「青
	葉トンネル」となっている。整備に当た		じヶ原以	葉トンネル」となっている。整備に当た
	っては、「青葉トンネル」の雰囲気を維		外)	っては、「青葉トンネル」の雰囲気を維
	持するものとする。			持するものとする。
硫 黄 山 登			 (削除)	(削除)
山線	<del></del>			
	石危険箇所及び硫気ガス滞留箇所			
	等の危険地帯を避ける。			
	イ 指導標、防護柵及び制札等の安			
	全対策を十分に図る。			
	主列来を「力に囚る。			
(☆८≒几)	/ かご⇒ル)			
(新設)	(新設)		屈斜路湖	(1)基本方針
			周回線	ア 針広混交林及び屈斜路湖を眺望
				しながら、川湯園地から碁石ヶ浜
				に至る探勝歩道として整備する。
				イ ヒグマの目撃情報が多い場所で
				あることから、注意標識を適正に
/ day* ⇒H \	( to c = 11. \)		II. >> >4 -4-	
(新設)	(新設)		北海道自	(1)基本方針
			然歩道線	ア 硫黄山及び湯沼を眺望しなが
				ら、摩周湖から湯沼を経由して川
				湯駅前に至る探勝歩道として整備
				<u>する。</u>
				イ 分岐点が多いことから、道迷い
				が無いよう誘導標識を適正に管理
				<u>する。</u>
(新設)	(新設)		神の子池	(1)基本方針
			摩周湖探	ア 神の子池から裏摩周園地に至る
			勝線	登山道として整備する。
				イ 車馬の利用があることから、注
				意標識を適正に管理する。
(新設)	(新設)		屈斜路湖	(1)基本方針
			藻琴山接	ア 屈斜路湖畔から藻琴山八合目園
			続登山線	地に至る登山道として整備する。
				イ 長距離利用者のために、誘導標
				識や里程標を適正に管理する。
(新設)			屈斜路湖	(1)基本方針
			美 幌 峠 接	ア 屈斜路湖畔から美幌峠園地に至
			続登山線	る登山道として整備する。
				イ 長距離利用者のために、誘導標
				識や里程標を適正に管理する。
(新設)			屈斜路・阿	
			寒カルデ	ア 三角山山麓から屈斜路カルデラ
			ラ縦走線	外輪山稜線に至る登山道として整
				備する。
				イ 長距離利用者のために、誘導標
				識や里程標を適正に管理する。
(新設)	(新設)		川湯温泉	(1) 基本方針
(D 1 H/N/			川線	ア 川湯温泉から屈斜路湖に至る探
			× 1.1/4*	勝路として整備する。
				が出てして正洲ケる。 イ ヒグマの目撃情報が多い場所で
				あることから、注意標識を適正に管理
				<u> </u>

	(新設)	(新設)		アカエゾ	<u>する。</u> (1) 基本方針
	<u> (गाव्र)</u>	(ħ/I п.X.)		マツの森	<u>ア 川湯園地からアカエゾマツの森</u>
				探勝路線	を経由して川湯硫黄山線に至る探 勝路として整備する。
					<del>                                      </del>
					等、観察対象となっている植生を
					保護する <u>。</u>
	(新設)_	(新設)_		美留和摩 周湖線	(1)基本方針 ア 北海道自然歩道線から摩周第一
				<u>/11/11/19/k</u>	展望台園地に至る登山道として整
					備する。
					イ 長距離利用者のために、誘導標
3. 園地	全域	① 基本方針	3. 園地	全域	<u>識や里程標を適正に管理する。</u> (1)基本方針
о. <sub>Да</sub> , с	1.77	展望、自然観察、散策及び休憩等当	J. FIG.	1.74	展望、自然観察、散策及び休憩等当
		該園地、広場の持つ機能や性格を勘			該園地、広場の持つ機能や性格を勘
		案し、地形、植生、眺望等の自然条件			案し、地形、植生、眺望等の自然条件
		を生かすとともに、景観と調和した デザイン、材質及び色彩とするもの			を生かすとともに、景観と調和した デザイン、材質及び色彩とするもの
		とする。			とする。
		② 整備方針			(2) 整備方針
		ア 既存施設との連携を図り、効率			ア 既存施設との連携を図り、効率
		的に利用が推進されるよう留意す			的に利用が推進されるよう留意す
		る。 イ 標識類の乱立を避け、統一した			る。 イ 標識類の乱立を避け、統一した
		デザイン(「公共標識の整備指針」			デザイン(「公共標識の整備指針」
		環境庁自然保護局) で計画的な配			環境庁自然保護局) で計画的な配
		置を検討する。			置を検討する。
		ウ 自然解説板の充実を検討する。			ウ 自然解説板の充実を検討する。
		エ 転落防止柵等の管理施設の充実 を検討する。			エ 転落防止柵等の管理施設の充実 を検討する。
		オー必要に応じ、バリアフリー化を			オー必要に応じ、バリアフリー化を
		図るよう努める。			図るよう努める。
		③ その他			<u>(3)</u> その他
		管理方針 事業者には以下の事項について指			管理方針 事業者には以下の事項について指
		導する。			導する。
		ア 利用者の安全を確保するため適			ア 利用者の安全を確保するため適
		切な施設の管理を行うこと。			切な施設の管理を行うこと。
		イ 老朽化したり破損したものは速			イ 老朽化したり破損したものは速
		やかに撤去又は更新するよう努めること。			やかに撤去又は更新するよう努め ること。
					ウ 屈斜路湖面の全部が「車馬若し
					くは動力船の使用又は航空機の着
					陸を規制する区域」に定められて
					おり、公園事業としての動力船の 利用については「7. 舟遊場」にお
					いて適正規模等を規定している。
					このため、屈斜路湖畔の事業にあ
					っては、付帯施設として、動力船の 利用を前提とした舟遊場施設の整
					州田を前旋とした州班場施設の登 備は、適正な公園利用の推進及び
					風致景観の保護上支障を及ぼすお
					それがあるため、認めない。_

\	.,	 ,	·
川湯	整備方針	川湯	<u>(1)</u> 整備方針
	園地内においては、アカエゾマツ		園地内においては、アカエゾマツ
	の後継樹育成と林縁植物であるノリ		の後継樹育成と林縁植物であるノリ
	ウツギ(サビタ) 及びヤマウルシ等		ウツギ (サビタ) 及びヤマウルシ等の
	の保護に留意する。		保護に留意する。
和琴	整備方針	和琴	(1)整備方針
	温泉資源を生かした自然体験フィ		温泉資源を生かした自然体験フィ
	ールドとして、必要最小限の整備を		ールドとして、必要最小限の整備を
	検討する。		検討する。
美幌峠	① 整備方針	美幌峠	(1)整備方針
	一 ア 当地区には高山性の貴重な植生		 ア 当地区には高山性の貴重な植生
	が発達していることから、これら		が発達していることから、これら
	の植生の保全に努める。		の植生の保全に努める。
	イ 当該国立公園の北の入り口とし		   イ 当該国立公園の北の入り口とし
	て、国立公園内の自然情報の発信		   て、国立公園内の自然情報の発信
	に努める。		に努める。
	ウ 屈斜路湖から屈斜路外輪山を見		   ウ 屈斜路湖から屈斜路外輪山を見
	たときの眺望の支障とならないも		たときの眺望の支障とならないも
	のとする。		のとする。
	② 規模、デザイン		(2)規模、デザイン
	以下の各号の要件に適合しないも		以下の各号の要件に適合しないも
	のは認可しない。		のは認可しない。
	ア 屈斜路湖岸から見て山稜線を分		ア 屈斜路湖岸から見て山稜線を分
	断するものでないこと。ただし、山		断するものでないこと。ただし、山
	稜線と一体となったデザインと認		稜線と一体となったデザインと認
	められる場合にはこの限りではな		められる場合にはこの限りではな
	い。		い。
	イ 売店及びレストラン等の営利ス		
	ペースは現状規模を超えないもの		ペースは現状規模を超えないもの
	であること。		であること。
	ウ 案内所及び博物展示コーナー等の		ウ 案内所及び博物展示コーナー等
	公共スペースを増築する場合に		の公共スペースを増築する場合に
	は、用途の目的に照らし、必要規模		は、用途の目的に照らし、必要規模
古 栞 儿,几	と認められること。	·	と認められること。
藻琴山八		藻琴山八	(1)整備方針
合目	屈斜路湖や外輪山からの眺望に留	合目	屈斜路湖や外輪山からの眺望に留
	意する。		意する。
	② 規模、デザイン		(2) 規模、デザイン N下の悪性に済合しないものは認
	以下の要件に適合しないものは認		以下の要件に適合しないものは認
	可しない。		可しない。
	ア 新築(建替えのための新築を含		ア 新築(建替えのための新築を含
	む。)に当たっては、屈斜路湖岸か		む。)に当たっては、屈斜路湖岸か
	ら見て山稜線を分断するものでな		ら見て山稜線を分断するものでな
	いこと。ただし、山稜線と一体とな		いこと。ただし、山稜線と一体とな
	ったデザインと認められる場合に		ったデザインと認められる場合に
	はこの限りではない。		はこの限りではない。
	イ 増築及び改築にあたっては、山		イ 増築及び改築に当たっては、山
	稜線の分断が現在よりも軽減され		稜線の分断が現在よりも軽減され
	るものと認められること。		るものと認められること。
小清水峠	① 整備方針		
	ア 屈斜路湖から見た眺望に留意す		
	<u>る。</u>		
	<u>イ</u> 風衝わい小木やササ原の植生の		
	保全に留意する。		
	② 規模、デザイン		
	以下の要件に適合しないものは認		

	可しない。		
	屈斜路湖岸から見て山稜線を分断		
	するものでないこと。ただし、山稜線		
	と一体となったデザインと認められ		
	る場合にはこの限りではない。		
 裏摩周	① 整備方針·		(1)整備方針
	ア 摩周湖外輪山の自然景観の保護		ア 摩周湖外輪山の自然景観の保護
	に留意する。		に留意する。
	イ 利用者による摩周カルデラ内壁		イ 利用者による摩周カルデラ内壁
	への立入りは、危険防止と自然環		への立入りは、危険防止と自然環
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	境保全の観点から行わないものと		境保全の観点から行わないものと
	し、必要に応じて防止柵や制札の		し、必要に応じて防止柵や制札の
	整備を検討する。		整備を検討する。
	② 規模、デザイン		(2)規模、デザイン
	以下の要件に適合しないものは認		以下の要件に適合しないものは認
	可しない。		可しない。
	摩周第一展望台、摩周第三展望台、		摩周第一展望台、摩周第三展望台、
	摩周岳から見てカルデラ外壁線を分		摩周岳から見てカルデラ外壁線を分
	断するものでないこと。ただし、外壁		断するものでないこと。ただし、外壁
	線と一体化していると認められる場		線と一体化していると認められる場
	合にはこの限りではない。		合にはこの限りではない。
西別岳登	① 整備方針	西別岳登	_(1)_整備方針
山口	ア 西別岳の登山利用の拠点及び登	山口	ア 西別岳の登山利用の拠点及び登
	山指導の拠点として機能するよう		山指導の拠点として機能するよう
	整備を検討する。		整備を検討する。
	イ シーズンを通して、必要と認め		イーシーズンを通して、必要と認め
	られる整備規模とし、利用集中期		られる整備規模とし、利用集中期
	における対策は、施設の運用方法		における対策は、施設の運用方法
	を含め総合的に対応するものとす		を含め総合的に対応するものとす
	<b>る</b> 。		<b>ప</b> .
	② 公園事業への転換		(2)公園事業への転換
	現在ある登山小屋、駐車場及び公		現在ある登山小屋、駐車場及び名
	衆トイレは施設の増改築等を実施す		衆トイレは施設の増改築等を実施す
	る際に、公園事業として位置付ける		る際に、公園事業として位置付ける
	よう指導する。		よう指導する。
 摩周第一		 摩周第一	
) <del>1</del> ,1131	ア 摩周湖外輪山の自然景観の保護	1 <del>1</del> -14171	
	に留意する。		に留意する。
	イ 車道から湖側の施設について		イ 車道から湖側の施設について
	は、景観保護及び摩周湖の環境保		は、景観保護及び摩周湖の環境係
	全のため、既存施設敷内での改良		全のため、既存施設敷内での改良
	を原則とする。		を原則とする。
	ウ 車道から美留和側の施設につい		ウ 車道から美留和側の施設につい
	ては、山麓から見た眺望に支障を		ては、山麓から見た眺望に支障を
	与えないよう留意する。		与えないよう留意する。
	② 休憩舎		(2) 休憩舎
	以下の各号に掲げる要件に適合し		以下の各号に掲げる要件に適合し
	ないものは認めない。		ないものは認めない。
	ア 摩周第三展望台、摩周岳西別岳		ア 摩周第三展望台、摩周岳西別岳
	探勝線歩道沿線及び裏摩周から見		探勝線歩道沿線及び裏摩周から身
	て山稜線を分断するものでないこ		て山稜線を分断するものでない。
	と。ただし、山稜線と一体となった		と。ただし、山稜線と一体となった
	デザインと認められる場合にはこ		デザインと認められる場合にはこ
	の限りではない。なお、この場合の		の限りではない。なお、この場合の
	屋根形状は、建築物全般の取扱で		屋根形状は、建築物全般の取扱い
	示した以外であっても、景観上の		で示した以外であっても、景観」

,		1	
	支障がないと認められる場合に		の支障がないと認められる場合に
	は、適用を除外する。		は、適用を除外する。
	イ 売店及びレストラン等の営利ス		イ 売店及びレストラン等の営利ス
	ペースは現状規模を超えないもの		ペースは現状規模を超えないもの
	であること。		であること。
	ウ 案内所、博物展示コーナー等の		ウ 案内所、博物展示コーナー等の
	公共スペースを増築する場合に		公共スペースを増築する場合に
	は、用途の目的に照らし、必要規模		は、用途の目的に照らし、必要規模
	と認められるものであると認めら		と認められるものであると認めら
	れること。		れること。
	エ 建築物の高さは現状規模を超え		エ 建築物の高さは現状規模を超え
	ないこと。		ないこと
	<u>③</u> 付帯施設		(3) 付帯施設
	以下の施設においては、それぞれ		以下の施設においては、それぞれ
	各号に掲げる要件に適合しないもの		各号に掲げる要件に適合しないもの
	は認可しない。		は認可しない。
	アー駐車場		ア 駐車場
	駐車場が恒常的に不足している		駐車場が恒常的に不足している
	と認められ、かつ屈斜路摩周湖線		と認められ、かつ屈斜路摩周湖線
	道路より美留和側であること。		道路より美留和側であること。
	イ 排水処理施設		イ 排水処理施設
	雑排水は、浄化槽( 同等の機能		雑排水は、浄化槽( 同等の機能
	を持つものも含む。)において適切		を持つものも含む。)において適切
	に処理されると認められるもので		に処理されると認められるもので
	あり、かつ排水は摩周カルデラ内		あり、かつ排水は摩周カルデラ内
	の湖等に影響を及ぼさない方法で		の湖等に影響を及ぼさない方法で
	放流されるものであること。		放流されるものであること。
   摩周第三	① 整備方針	   摩周第	
	ア 摩周湖外輪山の自然景観の保護		ア 摩周湖外輪山の自然景観の保護
	に留意する。		に留意する。
	イ 駐車場及び展望台等必要最小限		イ 駐車場及び展望台等必要最小限
	の整備に留め、売店及び食堂等は		の整備に留め、売店及び食堂等は
	設置しない。		設置しない。
	② 規模、デザイン		(2)規模、デザイン
	以下の要件に適合しないものは認		以下の要件に適合しないものは認
	可しない。		可しない。
	アのない。		アのない。アのない。アの摩周第一展望台、摩周岳西別岳
	探勝線歩道沿線及び裏摩周から見		探勝線歩道沿線及び裏摩周から見
	て山稜線を分断するものでないこ		て山稜線を分断するものでないこ
	と。ただし、山稜線と一体となった		と。ただし、山稜線と一体となった
	デザインと認められる場合にはこ		デザインと認められる場合にはこ
	の限りではない。		の限りではない。
	-		
	イ 道路から硫黄山方向への展望に 土暗な事なないこり		イ 道路から硫黄山方向への展望に
/ / Is	支障を来さないこと。 ***##################################		支障を来さないこと。 
仁伏	整備方針	仁伏	(1)整備方針
	屈斜路湖岸にある林地の保全及び		屈斜路湖岸にある林地の保全及び
111 212 TEI	地区内の林地景観の維持を図る。	/stn1+A	地区内の林地景観の維持を図る。
	① 整備方針	(削除	<u>(削除)</u> (削除)
山	冬期はスキー場利用されることか		
	ら、冬期利用に支障を来さないよう		
	両立を図る。		
	② 土地の形状変更		
	地形の改変は不陸整正程度とし、		
	大幅な地形改変を行うものでないこ		
	と。ただし、建築物の敷地として整備		
	する場合にはこの限りではない。		

	砂湯・池ノ湯	整備方針 屈斜路湖の各利用拠点及び屈斜路 外輪山の各展望箇所からの風景に支 障を来さないものとする。		砂湯・池ノ湯	(1)整備方針 屈斜路湖の各利用拠点及び屈斜路 外輪山の各展望箇所からの風景に支 障を来さないものとする。
	硫黄山 	① 整備方針 ア 硫黄山の噴気現象を訪ね、休憩 するために必要な施設の整備を検 討する。 イ 特別保護地区内にあることか ら、必要最小限の施設に留め、現状 規模を超えないものとする。 ウ 利用者が火傷及びガス中毒事故 に遭遇しないよう留意する。 ② 規模 休憩舎にあっては、既存施設の規 模を超えるものでないこと。		硫黄山	(1)整備方針 ア 硫黄山の噴気現象を訪ね、休憩 するために必要な施設の整備を検 討する。 イ 特別保護地区内にあることか ら、必要最小限の施設に留め、現状 規模を超えないものとする。 ウ 利用者が火傷及びガス中毒事故 に遭遇しないよう留意する。 (2)規模 休憩舎にあっては、既存施設の規 模を超えるものでないこと。
4. 宿舎	(新設)		4. 宿舎	全域	屈斜路湖面の全部が「車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域」に定められており、公園事業としての動力船の利用については「7. 舟遊場」において適正規模等を規定している。このため、屈斜路湖畔の事業にあっては、付帯施設として、動力船の利用を前提とした船遊場施設の整備は、適正な公園利用の推進及び風致景観の保護上支障を及ぼすおそれがあるため、認めない。
	川湯	① 基本方針 ア 多様な利用者のニーズに対応した滞なの名。 イ 当様を担める。 イ 程度は増し、		川湯	(1) 基本方針 ア 多様な利用者のニーズに対応した滞棄を到る。 イ 当該地区の宿泊収容合の新規をで変をの変を関連して、の変をの変をの変をの変をの変をの変をの変をの変をの変をの変をの変をの変をの変をの

	<u></u>	退させること。			及び地下埋設化を指導する。
					ウ 壁面は、道路から可能な限り後
					退させること。
	   和琴	① 整備方針		 和琴	(1) 整備方針
	,,	湖畔に面した趣のある宿泊施設と		,,	湖畔に面した趣のある宿泊施設と
		して整備を検討する。			して整備を検討する。
		② 規模			(2) 規模
		型			<u>へと)</u> が依   以下の要件に適合しないものは認
		可しない。			可しない。
		アの既存建築物の建て替えのための			アの既存建築物の建て替えのための
		新築又は改築であること。			新築又は改築であること。
		イ 建築物の規模、既存建築物の規			イ 建築物の規模、既存建築物の規
		模以下であること。			模以下であること。
	   仁伏			 仁伏	(1)整備方針
		アー湖畔に面した趣のある温泉宿と			アー湖畔に面した趣のある温泉宿と
		して整備を検討する。			して整備を検討する。
		イ 屈斜路摩周湖線から見た風景や			イ 屈斜路摩周湖線から見た風景や
		各展望箇所からの風景を保全する			各展望箇所からの風景を保全する
		ために、建築物の規模を制限する。			ために、建築物の規模を制限する。
	     川 湯 温 泉			     川 湯 温 泉	
	川	① 整備方針 弟子屈野上峠線道路からの眺望に		川	(1)整備方針
	為八月リ	支障とならないよう整備するととも		例入日1	弟子屈野上峠線道路からの眺望に 支障とならないよう整備するととも
		に、硫黄山との風致の調和に努める。			に、硫黄山との風致の調和に努める。
		<u>②</u> その他 管理方針			<u>(2)</u> その他 管理方針
		事業者に対し以下の事項を指導す			事業者に対し以下の事項を指導す
		る。 壁面は、道路から可能な限り後退			る。 壁面は、道路から可能な限り後退
		室面は、			空間は、
	     池の湯				(1)整備方針
	他 <u>少</u> 杨	湖畔に面した趣のある温泉宿とし		池 <u>ノ</u> 湯	<u>(1)</u>
		て整備を検討し、屈斜湖側の風致の			て整備を検討し、屈斜湖側の風致の
		保護を図る。			保護を図る。
		② 規模(建築面積)			(2)規模(建築面積)
		公園計画道路より湖側の地域にあ			公園計画道路より湖側の地域にあ
		っては、建築物全般の取扱① エ 1)に			っては、建築物全般の取扱いのうち
		よるものとするが、既改変地であっ			「砂湯及び池ノ湯地区の屈斜路摩周
		て風致上の支障がない場合には現況			湖線より湖畔側の地域」(2)アによ
		の建築面積を超えることができる。			るものとするが、既改変地であって
		の足术間限を追加していている。			風致上の支障がない場合には現況の
					建築面積を超えることができる。
   5. 避難小屋	全域	整備方針	5. 避難小屋	全域	(1)整備方針
O. 727/P.1	(銀嶺水)	風致の維持に重点を置く。	0. ÆX#1, Z	(銀嶺水)	風致の維持に重点を置く。
6. 野営場	(新設)	(新設)	6. 野営場	全域	屈斜路湖面の全部が「車馬若しくは
0. 2, 11 %	(4)/142/	(WILL)	0. 2, 1. 3		動力船の使用又は航空機の着陸を規制
					する区域」に定められており、公園事業
					としての動力船の利用については「7.
					ている。このため、屈斜路湖畔の事業に
					  用を前提とした舟遊場施設の整備は、
					適正な公園利用の推進及び風致景観の
					保護上支障を及ぼすおそれがあるた
					め、認めない。
	 和琴	① 整備方針		和琴	(1)整備方針
		— ア 自然林の保全に努めるものとす			ア 自然林の保全に努めるものとす
1 1	l		1	ı	

·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	る。			る。
	イ オートキャンプに対応した整備			イ オートキャンプに対応した整備
	は行わない。			は行わない。
	ウ 利用者のニーズに対応してフリ			ウ 利用者のニーズに対応してフリ
	ーサイトの充実を図る。			ーサイトの充実を図る。
	エ 親水空間の確保に努めるものと			エ 親水空間の確保に努めるものと
	する。			する。
	オ 老朽化した施設は適宜更新し、			オ 老朽化した施設は適宜更新し、
	快適な利用環境の維持に努めるも			快適な利用環境の維持に努めるも
	のとする。			のとする。
	② 建築物			(2)建築物
	 以下の要件に該当しないものは認			│ ──以下の要件に該当しないものは認
	可しない。			可しない。
	バンガロー、炊事棟及びトイレ等			バンガロー、炊事棟及びトイレ等
	の建築物は木造又は外壁を木造で仕			   の建築物は木造又は外壁を木造で仕
	上げたものであること。ただし、特殊			上げたものであること。ただし、特殊
	な用途であり、木造とすることが適			な用途であり、木造とすることが適
	当でないと認められるものはこの限			当でないと認められるものはこの限
	りではない。			りではない。
	③ その他			(3) その他
	管理方針			<u>(3)</u> その他   管理方針
	野営場内では自動車(管理用車両			音 <i>埋刀町</i>     野営場内では自動車(管理用車両
	を除く)の乗り入れを禁止する。			対呂場内では日勤単(自垤用単岡   を除く)の乗り入れを禁止する。
古 廷 八 古		_	古廷儿古	
藻琴山東			藻琴山東	
斜面	トドマツ、ダケカンバ混交の自然		斜面	トドマツ、ダケカンバ混交の自然
	林の保全に重点を置いた整備を検討			林の保全に重点を置いた整備を検討
	する。	-	I is	する。
仁伏	① 整備方針		仁伏	(1)整備方針
	屈斜路湖岸の親水空間を活かした			屈斜路湖岸の親水空間を活かした
	整備を検討する。			整備を検討する。
	② その他 			<u>(2)</u> その他
	管理方針			管理方針
	事業者に次の事項を指導する。			事業者に次の事項を指導する。
	当該テントサイトには樹木が少な			当該テントサイトには樹木が少な
	いため、緑化すること。 	_		いため、緑化すること。 
砂湯	① 整備方針		砂湯	<u>(1)</u> 整備方針
	ア 当該野営場はミズナラの疎林に			ア 当該野営場はミズナラの疎林に
	施設が点在する自然の趣がある野			施設が点在する自然の趣がある野
	営場であり、敷地内のミズナラの			営場であり、敷地内のミズナラの
	保全を図る。			保全を図る。
	イ 老朽化した施設の再整備を図る			イ 老朽化した施設の再整備を図る
	とともに、収容力に見合ったトイ			とともに、収容力に見合ったトイ
	レや炊事棟などの整備を行う。			レや炊事棟などの整備を行う。
	ウ ミズナラ林の保全を図るため、			ウ ミズナラ林の保全を図るため、
	野営場内へは自動車を乗り入れな			野営場内へは自動車を乗り入れな
	いよう必要な管理施設の整備を検			いよう必要な管理施設の整備を検
	討する。			討する。
	② その他			(2) その他
	管理方針			管理方針
	ア 野営区域が隣接する自然林内へ			ア 野営区域が隣接する自然林内へ
	無秩序に拡大しないよう、区域の			無秩序に拡大しないよう、区域の
	明確化を図り利用者を指導する。			明確化を図り利用者を指導する。
	イ野営場内に自動車を乗り入れな			イ 野営場内に自動車を乗り入れな
	い。また、野営場利用者が路上に駐			い。また、野営場利用者が路上に駐
	車しないよう指導する。			い。また、野呂場利用有が路上に駐   車しないよう指導する。
池 <u>の</u> 湯	整備方針		池 <u>ノ</u> 湯	<u>(1)</u> 整備方針

7. 舟遊場 全域	ア 屈斜路湖岸の親水空間を活かした整備を検討する。     イ 屈斜路湖摩周湖線道路より屈斜路湖畔側においては、現状規模とし、拡張は行わない。ただし、既開発地に拡張する場合にはこの限りではない。     ① 基本方針 ア 屈斜路湖の利用適正化のため関係機関から構成される「屈斜路湖適正利田連絡協議会」を通じてび安全で快適な湖水利用を図る。イ 森に囲まれた屈斜路湖の風景を維持するため、湖畔林の保全に十分配慮する。なお、屈斜路湖適正利用連絡協議会において、各舟遊場の整備方針について定められた場合(事業決定事項に適合する範囲内に限る。)には、各地区の取扱によらず、当該方針によることが出来る。     ② その他管理方針 次の事項について事業者を指導する。ア ボートのデザインは、屈斜路湖	7. 舟遊場	全域	ア 屈斜路湖岸の親水空間を活かした整備を検討する。  イ 屈斜路湖摩周湖線道路より屈斜路湖畔側においては、現状規模とし、拡張は行わない。ただし、既開発地に拡張する場合にはこの限りではない。  (1)基本方針 ア 屈斜路湖の利用適正化のため関係機関から構成される「屈斜路湖適正利用連絡協議会」(第子屈町)を通じて屈斜路湖の静謐な風致の維持及び安全で快適な湖水利用を図る。 イ 森に囲まれた屈斜路湖の風景を維持するため、湖畔林の保全に十分配慮する。 (2)付帯施設 湖畔の風景を維持するため、周辺の利用者の目に触れないよう保管するよとを前提として、敷地内に船舶を保管する場合は、原則として事業の規模に見合った艇庫を備えること。ただし、風致保護上支障の無いよう船全体を覆うなどの措置がされている場合はその限りでない。 (3)動力船の取扱い
	次の事項について事業者を指導する。			いよう船全体を覆うなどの措置が されている場合はその限りでない。

I		1	T	
				いて範囲を明確にし、その範囲内に
				おいてのみ利用を認める。_
				(5)管理運営方針
				ア ボートのデザインは、屈斜路湖
				の静謐なイメージを損なわないよ
				う、極力単純なデザインのものと
				すること。スワンボートや海賊船
				の船艇の新規登録は認めない(既
				存の船艇は除く)。
				イ 各事業者は、事故防止と適正利
				用の推進のため、屈斜路湖水面利
				用のルールの利用者への周知徹底
				を図ること。
	→ 動性十分		<b>壬</b> 四王王	
和琴	① 整備方針		和琴	(1)基本方針
	貸しボート用桟橋として整備し、			和琴半島及び屈斜路湖の静謐な環
	利用シーズンのみの仮設桟橋とす			境を保ちつつ、手漕ぎボート等及び
	<u>3.</u>			動力船により周辺水面の多様な利用
	② 栈橋			を楽しむための舟遊場として整備す
	桟橋は1基とする。			0
				(2)動力船の種類及び台数
				ア 利用に供することができる動力
				船は、長さ 3m 未満かつ推進機関
				の出力が 1.5kw 未満の船舶 12 艇
				までとする。
				イアのほか、救助に使用するため
				の動力船は、事業執行者につき1
				艇までとする。
				(3) 栈橋
<u> 仁伏</u>	① 整備方針		(削除)	_(削除)_
	貸しボート用並びに持ち込み動力			
	船ための桟橋、駐車場及び公衆トイ			
	レ等必要な付帯施設の整備を検討す			
	<u>3.</u>			
	② 桟橋			
	桟橋は2基以下とする。			
砂湯	① 整備方針		砂湯	(1)基本方針
	手こぎの貸しボート主体の舟遊場			手漕ぎボート等及び動力船により
	として整備を検討する。_			周辺水面の利用を楽しむための舟遊
	② 桟橋			場として整備する。_
	桟橋は <u>2 基以下</u> とする。			(2)動力船の種類及び台数
				ア 利用に供することができる動力
				船は、総トン数20トン未満の船
				舶2艇までとする。
				<u>イ アのほか、救助に使用するため</u>
				の動力船は、事業執行者につき 1
				艇までとする。_
				(3) 栈橋
池 <u>の</u> 湯	① 整備方針		池 <u>ノ</u> 湯	(1) 基本方針
	貸しボート及びレジャー用ボート			手漕ぎボート等及び動力船により
	の受入れ施設として整備を検討する			周辺水面の利用を楽しむための舟遊
	② 桟橋			場として整備する。
	桟橋は1基とする。			(2)動力船の種類及び台数
				ア 利用に供することができる動力

	コタン	<ul> <li>① 整備方針         カヌー利用のための施設として整備を検討する。</li> <li>② 桟橋         桟橋は1基とする。</li> </ul>		コタン	船は、総トン数 20 トン未満の船舶 4艇までとする。イ アのほか、救助に使用するため の動力船は、事業執行者につき 1 艇までとする。(3) 桟橋 桟橋は1基までとする。大極までとする。(1) 基本方針 カヌー及びヨット等無動力船の持ち込み使用を主体とした舟遊場として整備する。(2) 動力船の種類及び台数 動力船によるサービスの提供は認めない。(3) 桟橋 桟橋は1基までとし、ヨット又は
	ウランコ シ	① 整備方針     付帯施設は後背の普通地域に設けるものとし、特別地域内に整備するものは桟橋及び斜路等必要最小限なものに限る。 ② 桟橋     桟橋は1基とする。		ウ ラ ン コ シ	救助艇による利用を想定する。   (1)基本方針
	ポント	① 整備方針 ア カヌー及びヨット等無動力船の使用を主体とした舟遊場として整備を検討する。 イ 適正利用の指導拠点としての整備を検討する。 ② 桟橋 桟橋は1基とする。		ポント	(1)基本方針 ア カヌー及びヨット等無動力船の持ち込み使用を主体とした舟遊場として整備する。 イ 適正利用の指導拠点として整備する。 (2)動力船の種類及び台数 動力船によるサービスの提供は認めない。 (3)桟橋 桟橋は1基までとし、ヨット又は救助艇による利用を想定する。
8. スキー場 全域		「国立公園におけるスキー場事業 の取扱いについて」(平成3年6月7 日環自国第 315 号自然保護局長通 知)によるほか、下記の取扱いによる ものとする。 ① 基本方針 自然環境の保全と利用者の安全に 配慮するした整備を検討する。 ② ゲレンデ及びコース 以下の要件に適合しないものは認 可しない。 自然地形を生かし、不陸整正程度 であること。 ③ スキーリフト及びロープトウ 以下の要件に適合しないものは認 可しない。 ア 規模 支柱の高さは安全性に支障のな	(削除)		(削除)

	the second secon		- <sub>T</sub>
	い範囲で、極力低く抑えられてい		
	ると認められるものであること。		
	<u> </u>		
	支柱の色彩は焦げ茶色とし、機		
	械の金属部分は焦げ茶色系統又は		
	灰色 ( 亜鉛メッキ色) であるこ		
	<u>と。</u>		
	④ その他		
	 管理方針		
	アースキー場事業の執行に当たって		
	は、管理運営計画を定め、これに従		
	い、スキー場の規模に見合ったパ		
	トロール及び医療救急体制の充実		
	を図る。		
	イ 拡声器の使用は、スキーヤーの		
	安全確保及び環境保全上の指導等		
	必要最小限に留めるものとする。		
藻 琴	山 北   整備方針	(削除)	_(削除)_
斜面	ア スキー場の区域は第2種特別地		
	域以下の区域に限定する。		
	イ 支障となる樹林の伐採及び土地		
	の改変を極力抑え、林間コース主		
	体のスキー場として整備を検討す		
	- ప <sub></sub>		
	ウ 事前の環境影響調査を事業者に		
	課するものとする。		
川 湯 リ		(削除)	(削除)
<u>щ</u>	ア 当該スキー場周辺は、トドマツ	(144)447	
	及びミズナラの優れた天然林であ		
	り、また、当該スキー場に隣接する		
	アカエゾマツ林は第 1 種特別地		
	域に指定されているほか、学術参		
	考林にも指定されているので、ス		
	キー場区域は、現状で凍結し、既存		
	施設の改良にとどめるものとす		
	<u> 3.</u>		
	イ 夏期の園地利用との両立を図		
	<u>る。</u>		
	② スキー場区域		
	スキー場事業の用に供する区域の		
	面積は、6.53 ヘクタールとする。		
	③ スキー場施設の規模、構造等		
	ア ゲレンデ及びスキーリフトの整		
	備は、既存施設の改良にとどめる		
	ものとする。		
	イ 休憩所の整備は、既存施設の建		
	て替え又は増改築にとどめるもの		
	とするほか、次のよるものとする。		
	(1) 高さは、13 メートル以下とす		
	3.		
	(2) 屋根の形状は、切妻又はこれ		
	に準ずるものとする。		
	(3) 屋根の色彩は茶色系とし、外		
	壁は自然材料(木材、石材等)を		
	用いるものとする。		
	(4) 汚水処理施設は、技術的に最		

11		ウの機能な左より い 別 み と ね フ	H		
		良の機能を有すると認められる			
		ものとする。			
		ウ 標識類の新設は、次のとおりと			
		<u>する。</u>			
		(1) 案内板の材料は木材とし、色			
		彩は茶色系とする。_			
		(2) 標識類には、商品名等は掲出			
		しないものとする。			
9. 給油施設	川湯	基本方針	_(削除)_	(削除)	(削除)
		周囲の風致との調和に努める。			
10. 運送施	川湯	基本方針	8. 運送施設	川湯	(1) 基本方針
設(自動車)		公共交通機関の拠点として、利用	(自動車		公共交通機関の拠点として、利用
		者が快適に利用できるよう整備を検			者が快適に利用できるよう整備を検
		討する。			討する。
11. 運送施	屈斜路湖	基本方針	9. 運送施設	屈斜路湖	_(1)_基本方針
設(船舶)	線	桟橋、休憩所及び陸揚げ施設等船	(船舶)		桟橋、休憩所及び陸揚げ施設等船
		舶運送に必要な最小限の施設とす			舶運送に必要な最小限の施設とす
		る。大規模な修理作業場等の施設が			る。大規模な修理作業場等の施設が
		必要となった場合は、背後地が普通			必要となった場合は、背後地が普通
		地域となっている地区等風致上支障			地域となっている地区等風致上支障
		の小さい他の地区で整備するよう指			の小さい他の地区で整備するよう指
		導する。			導する。
12. 博物展	川湯	基本方針	10. 博物展		(1) 基本方針
示施設		ア 自然環境保全活動の普及啓発及	示施設		ア 自然環境保全活動の普及啓発及
		び自然情報の提供の機能や性格を			び自然情報の提供の機能や性格を
		勘案し、展示等の内容の充実を図			勘案し、展示等の内容の充実を図
		る。			る。
		イ 建築物周辺においては、アカエ			イ 建築物周辺においては、アカエ
		ゾマツの後継樹育成と林縁植物で			ゾマツの後継樹育成と林縁植物で
		あるノリウツギ (サビタ) 及びヤマ			あるノリウツギ (サビタ) 及びヤマ
		ウルシ等の保護に留意する。			ウルシ等の保護に留意する。

## 第3 地域の開発、整備に関する事項

## (1) 自然公園施設

国立公園にふさわしい自然と温泉を活かした滞在型の保養利用に重点を置くものとする。自然公園施設整備は、これらの利用のベースとなる車道、歩道、宿舎、園地、駐車場、野営場、水辺利用施設、自然観察施設、公衆便所等の施設の整備に努める。

## (2) 一般公共事業

一般公共事業施設の整備については、公園計画との有効かつ円滑 な調整を行うため、次年度の計画について、前年度末までに、整備 計画の照会を行い、必要に応じてヒアリングを実施するものとす る。

## (3) その他の大規模開発

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予測される整備については、環境影響調査を実施し、風致、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響のないよう十分配慮するものとする。

## 第4 土地及び事業施設の管理に関する事項

## (1) 国有財産の管理

環境省は、川湯に7へクタール、和琴半島に51〜クタールの土地を所管し、それぞれ集団施設地区として、ビジターセンター、園地、駐車場、野営場、公衆便所、探勝歩道等の施設を直轄事業により整備し、管理を行っている。 さらに、川湯集団施設地区~硫黄山の歩道も直轄で整備を行った。これらの公共施設の通常の維持管理、軽微な補修及び美化清掃等は、引き続き自然公園財団の協力を得て行うものとする。また、土地の一部を宿舎、野営場、売店等の事業施設用地及び道路、水道、電柱等の公的施設用地として使用許

## 第3 地域の開発、整備に関する事項

## (1) 自然公園施設

国立公園にふさわしい自然と温泉を活かした滞在型の保養利用 に重点を置くものとする。自然公園施設整備は、これらの利用のベ ースとなる車道、歩道、宿舎、園地、駐車場、野営場、水辺利用施 設、自然観察施設、公衆便所等の施設の整備に努める。

## (2)一般公共事業

一般公共事業施設の整備については、公園計画との有効かつ円滑 な調整を行うため、次年度の計画について、前年度末までに、整備 計画の照会を行い、必要に応じてヒアリングを実施するものとす る。

## (3) その他の大規模開発

周辺の自然環境に与える影響が著しいと予測される整備については、環境影響調査を実施し、風致、植生、野生動物等の自然環境の保全に対して影響のないよう十分配慮するよう指導する。

## 第4 土地及び事業施設の管理に関する事項

## (1) 国有財産の管理

環境省は、川湯に7へクタール、和琴半島に51へクタールの土 地を所管し、それぞれ集団施設地区として、ビジターセンター、園 地、駐車場、野営場、公衆便所、探勝歩道等の施設を直轄事業によ り整備し、管理運営を行っている。

また、土地の一部を宿舎、野営場、売店等の事業施設用地及び道路、水道、電柱等の公的施設用地として使用許可しており、これらの土地が許可の内容に合致した使用をされるよう巡視、指導する。

可しており、これらの土地が良好に使用されるよう巡視、指導する。

#### (2) 財団法人自然公園財団事業

当該財団は、川湯集団施設地区内及び和琴集団施設地区内の公共施設の維持管理、軽微な補修及び美化清掃等を行っているほか、北海道の委託を受けて硫黄山園地及び摩周第一展望台において駐車場の管理を行うとともに、砂湯地区において北海道所管の野営場及び弟子屈町所管の公衆便所の維持管理、軽微な補修及び美化清掃並びに摩周第三展望台において美化清掃を行っている。これらの事業についての自然公園財団による公園施設の維持管理業務及び後述する普及啓発活動や美化清掃活動等の業務に要する費用は、国や自治体の管理委託費のほか摩周第一展望台及び硫黄山の駐車場の協力金により主としてまかなわれている。当該財団の事業は、公園施設の良好な維持管理及び快適な公園利用を促進する上で重要であり、現管理計画で記載されている方針に従い、適切、迅速に実施されるよう指導する。

#### (3) その他

その他の施設においても、事業者の責任において適切な維持管理 がなされるよう指導する。

## 第5 利用者の指導に関する事項

### (1) 自然とのふれあいの推進

当地区の利用は自動車による周遊観光が大半であるが、自然志向の保養基地として定着していくためには、受入れ施設の整備とともに、周辺の優れた自然環境の保護とこれらの利用方法等の<u>手助け</u>が重要な課題である。

#### ア 自然とのふれあいのための施設整備

当地域においては、当該地区の自然を紹介して利用者の理解を深めるため、エコミュージアムセンターが整備されている。また、和琴には自然教室が設置されている。今後は自然ふれあいのフィールドを活用し、自然に対する理解を深めるよう整備することが必要であり、自然解説板の整備拡充を図る。また、その他の各事業施設においても自然とのふれあいを促進し、自然に対する理解を深める視点に立った施設整備を図るよう指導する。

## イ 自然とのふれあいのための行事の実施

当<u>公園</u>では、これまで藻琴山や摩周岳での自然観察会、屈斜路湖やポンポン山での歩くスキーの集い、和琴野営場における子供対象の自然体験キャンプ等の各種行事を、自然公園財団やパークボランティアの協力を得て実施してきた。参加者はこれらの行事を通じて自然とのふれあいを体験し、理解を深めひとり一人が自然との共生することの自覚を持つために非常に有効な手段である。今後は川湯エコミュージアムセンターを中心に各団体と連携を図りながら、自然とのふれあいの行事の充実を積極的に図るものとする。また、つつじヶ原自然探勝路では、地元の阿寒国立公園川湯地域運営協議会によって、毎年6月から9月にかけて「つつじヶ原朝の散策」が毎朝実施されている。この行事は観光主体の川湯温泉宿泊者にとって自然と接することのできる数少ない機会であり、好評を博している。このような地元における自然とのふれあいの推進については、ボランティアの自然解説者の育成を含め、積極的に支援するものとする。

## ウ 自然情報の収集と提供

いつどこでどのようなものが見られるかといった自然情報は、 自然とのふれあいを進める上で欠かすことができない。最新で的 確な自然情報が、誰でも簡単に入手できるよう<u>情報収集と提供の</u> 体制を整備する必要がある。

#### (2) 一般財団法人自然公園財団事業

当該財団は、川湯集団施設地区内及び和琴集団施設地区内の公共施設の維持管理、軽微な補修及び美化清掃等を行っているほか、北海道の委託を受けて硫黄山園地及び摩周第一展望台において駐車場の管理を行うとともに、砂湯地区において北海道所管の野営場及び弟子屈町所管の公衆便所の維持管理、軽微な補修及び美化清掃並びに摩周第三展望台において美化清掃を行っている。これらの事業についての自然公園財団による公園施設の維持管理業務及び後述する普及啓発活動や美化清掃活動等の業務に要する費用は、国や自治体の管理委託費のほか摩周第一展望台及び硫黄山の駐車場の協力金により主としてまかなわれている。当該財団の事業は、公園施設の良好な維持管理及び快適な公園利用を促進する上で重要であり、現管理計画で記載されている方針に従い、適切、迅速に実施されるよう指導する。

#### (3) その他

その他の<u>土地及び事業</u>施設においても、事業者の責任において適切な維持管理がされるよう指導する。

#### 第5 利用者の指導に関する事項

### (1) 自然とのふれあいの推進

当地区の利用は自動車による周遊観光が大半であるが、自然志向の保養基地として定着していくためには、受入れ施設の整備とともに、周辺の優れた自然環境の保護とこれらの利用方法等<u>について</u>の利用者への指導が重要な課題である。

#### ア 自然とのふれあいのための施設整備

当地域においては、当該地区の自然を紹介して利用者の理解を深めるため、川湯エコミュージアムセンター及び和琴フィールドハウスが設置されている。今後は自然ふれあいのフィールドを活用し、自然解説板等の整備拡充を図る。また、その他の各事業施設においても自然とのふれあいを促進し、自然に対する理解を深める視点に立った施設整備を図るよう指導する。

## イ 自然とのふれあいのための行事の実施

当地域では、これまで藻琴山や摩周岳での自然観察会、屈斜路湖やポンポン山での歩くスキーの集い、和琴野営場における子供対象の自然体験キャンプ等の各種行事を、自然公園財団やパークボランティアの協力を得て実施してきた。参加者はこれらの行事を通じて自然とのふれあいを体験し、理解を深めひとり一人が自然との共生することの自覚を持つために非常に有効な手段である。今後は川湯エコミュージアムセンターを中心に各団体と連携を図りながら、自然とのふれあいの行事の充実を積極的に図るものとする。また、つつじヶ原自然探勝路では、地元の阿寒国立公園川湯地域運営協議会によって、毎年6月から9月にかけて「つつじヶ原朝の散策」が毎朝実施されている。この行事は観光主体の川湯温泉宿泊者にとって自然と接することのできる数少ない機会であり、好評を博している。このような地元における自然とのふれあいの推進については、ボランティアの自然解説者の育成を含め、積極的に支援する。

## ウ 自然情報の収集と発信

いつどこでどのようなものが見られるかといった自然情報は、自然とのふれあいを進める上で欠かすことができない。最新で的確な自然情報が誰でも簡単に入手できるよう、パークボランティア等の協力を得ながら情報収集し、川湯エコミュージアムセンター等を中心に展示やSNS等により情報発信していく。

#### (2) 利用者の誘導規制

本地区<u>での</u>公園利用は多様化しており、一部地域では、自動車やスノーモービルによる園地や自然植生地への乗入れ、湖岸林地での野営及び動力船による無秩序な走行等により、動植物の生息環境<u>の</u>悪化、静穏な環境の破壊、他の利用者への迷惑、危害化等の影響が生じている。

このような状況に対応するため、次により利用者に対する誘導規制を行い、快適で安全な公園利用を図るものとする。

#### ア 一般利用者(歩行利用の規制)

#### ① 摩周湖

摩周湖は原始性が保たれており、地球環境汚染をモニタリングするためのベースラインとしても国際機関登録されている貴重な湖沼である。また、内壁は非常に険しく人の立ち入りによってエローションが発生しており、摩周湖への土砂流入による透明度低下が懸念され、事故発生の恐れがある。このため、関係行政機関が協力して立ち入りを制限しているが、今後とも引き続き制限を継続する。

#### ② 屈斜路湖中島

屈斜路湖中島は、原始性に富み貴重な自然林が生育している ので、一般者の入山が制限されるよう関係機関と調整を図る。

#### ③ 摩周岳、西別岳、ポンポン山並びに美幌峠

歩道や園路外へ無秩序な立ち入りによって、一部で貴重な高 山植生が踏み荒らされ裸地化している。歩行区域と保全区域の 明確化を図り、歩道外への立ち入りを抑止する。

#### ④ 硫黄山

硫黄山では噴気による火傷やガス中毒、落石の危険がある。 安全対策として利用者への啓発を行う。

## イ 自動車の乗り入れ規制

## 事

裏摩周園地から旧展望台までの約1kmは既存林道があり、林道終点からカルデラ壁を降り湖岸へ到る踏み分け道が存在する。このように裏摩周園地から摩周湖岸へ比較的容易に到達できるため、公園利用者等が湖岸へ立入り、ゴミの放置、野営、密漁等が行われ、摩周湖の微妙な自然環境へ悪影響を及ぼすこととなるので、裏摩周園地以奥への一般車両の乗り入れないようゲートの適切な管理を検討する。

## ② 摩周岳外輪山

仁多林道から摩周カルデラ稜線へ至る踏み分け道がある。稜線 付近はエゾリンドウやチシマフウロなど高山性の植生となって いるが、四輪駆動車による踏み荒らしが見られる。現在、林道入 り口は常時ゲートで施錠されているが、引き続き適正に管理し、 新たな自動車の侵入を招かないよう関係機関と協力する。

## ③ 屈斜路湖岸

キャンプや持ち込み動力船の上げ下ろし目的のために屈斜路 湖岸に自動車を乗り入れるが見られる。湖畔林の乗り入れは、林 床を痛めるだけでなく、ゴミの放置や動力船の無秩序な利用を招 いている。

屈斜路湖岸においては、自動車の無秩序な乗り入れがおこらな いよう、屈斜路湖適正利用推進協議会において関係機関の連携を

## (2) 利用者の誘導、規制及び取組みの推進

本地区<u>における</u>公園利用は多様化しており、一部地域では、自動車やスノーモービルによる園地や自然植生地への乗入れ、湖岸林地での野営及び動力船による無秩序な走行等により、動植物の生息環境<u>や</u>静穏な利用環境への影響が生じている。また、国立公園は再生可能エネルギーの活用や低炭素化など、持続可能な社会を実現できる地域として期待されている。

このような状況に対応するため、次により利用者に対する誘導、 規制及び取組みの推進を行い、自然と共生した安全で快適な利用環 境の構築や持続可能な社会への転換を図るものとする。

#### ア 一般利用者(歩行利用の規制)

#### (ア) 摩周湖

摩周湖は原始性が保たれており、地球環境汚染をモニタリングするためのベースラインとしても国際機関登録されている貴重な湖沼である。また、内壁は非常に険しく地質がもろいことから人の立ち入りによってエロージョンが発生しており、摩周湖への土砂流入による透明度低下が懸念され、事故発生の恐れがある。このため、関係行政機関が協力して立ち入りを制限しており、引き続き制限を継続する。

#### (イ) 屈斜路湖中島

屈斜路湖中島は、原始性に富み貴重な自然林が生育しているので、一般者の入山が制限されるよう関係機関と調整を図る。

## (ウ) 摩周岳、西別岳、ポンポン山並びに美幌峠

歩道や園路外へ無秩序な立ち入りによって、一部で貴重な高 山植生が踏み荒らされ裸地化している。歩行区域と保全区域の 明確化を図り、歩道外への立ち入りを抑止する。

#### (エ) 硫黄山

硫黄山では噴気による火傷やガス中毒、落石の危険がある。 平成12年の落石事故以来、立入りが禁止されていたが、令和 2年にエコツーリズム推進法による「てしかがスタイルのエコ ツーリズム全体構想」において「硫黄山の噴気孔」が特定自然 観光資源に指定され、認定ガイドが同行する場合のみ立入りが 可能となっている。立ち入り制限がかかっていない場所におい ては、引き続きガス中毒等の危険性について注意喚起する。

## イ 自動車の乗り入れ規制

## (ア) 裏摩周

裏摩周園地から旧展望台までの約1kmは既存林道があり、林道終点からカルデラ壁を降り湖岸へ到る踏み分け道が存在する。このように裏摩周園地から摩周湖岸へ比較的容易に到達できるため、公園利用者等が湖岸へ立入り、ゴミの放置、野営、密漁等が行われ、摩周湖の微妙な自然環境へ悪影響を及ぼすこととなるので、裏摩周園地以奥への一般車両の乗り入れないようゲートの適切な管理を検討する。

# (イ) 摩周岳外輪山

仁多林道から摩周カルデラ稜線へ至る踏み分け道がある。稜線 付近はエゾリンドウやチシマフウロなど高山性の植生となって いるが、四輪駆動車による踏み荒らしが見られる。現在、林道入 り口は常時ゲートで施錠されているが、引き続き適正に管理し、 新たな自動車の侵入を招かないよう関係機関と協力する。

## (ウ) 屈斜路湖岸

キャンプや持ち込み動力船の上げ下ろし目的のために屈斜路 湖岸に自動車を乗り入れるが見られる。湖畔林の乗り入れは、林 床を痛めるだけでなく、ゴミの放置や動力船の無秩序な利用を招 いている。

屈斜路湖岸においては、自動車の無秩序な乗り入れがおこらないよう、屈斜路湖適正利用推進協議会において関係機関の連携を

図りながら車止めや制札の整備を検討する。

#### ウ アイドリングストップの啓発

地球温暖化防止のために二酸化炭素の排出削減が求められている。また、排気ガス中に含まれている有害物質を削減するために、 駐車中の車両に対するアイドリングストップを働きかける。

#### エ 屈斜路湖水面利用の適正化

屈斜路湖は、近年、レジャー用ボートの持込み利用が増大しており、特にモーターボート、水上バイク等の動力船による無秩序な走行により、静穏な自然環境が乱されたり、他のボートや湖水浴者の安全が脅かされるなどの危惧がある。このような事態を踏まえて、屈斜路湖の水面利用の中心を静的なボート利用に置き、カヌー、ウィンドサーフィン、ヨット等の受入れ施設の充実を図るとともに、一方においては、持込み動力船の離着岸及び走行可能水域の指定等の措置を講じ、動力船の増大と無秩序な走行が抑制されるよう関係機関と調整を図る。また、釧路川は、自然体験ツアー及び釣りレジャーの増加による河岸へのゴミ漂着が問題となりつつあるため、地元自治体、関係機関との調整を図り、マナー向上の啓発活動等今後も適正な公園利用が行われるよう努める。

#### オ パラグライダー

屈斜路外輪山の美幌峠、サマッカリヌブリ及び津別峠を拠点と してパラグライダーの利用が行われている。しかしながら、一部 で貴重な高山植生の荒廃を招く等の問題を生じている。このた め、パラグライダーの利用に当たっては、貴重な植生を傷めるこ とがないよう利用の箇所、時期、方法等について適正化を図る。

## カ スノーモービル

摩周岳から西別岳一帯、藻琴山から美幌峠にかけては高木が少ない風衝草原が多く、スノーモービルにとっては走りやすいことや眺望がよいことから、北海道東部地方のメッカとなっていた。しかし、スノーモービルが高山植生を痛めたり静穏を乱し自然環境に悪影響を及ぼすることから、平成2年に摩周岳及び西別岳並びに平成10年に藻琴山及び美幌峠が車馬乗り入れ規制地に指定されている。今後は車馬乗り入れ規制が徹底されるよう関係機関と協力を図る。

# キ 野生動物との共生

# ① 野生動物の餌付け

キタキツネやヒグマの餌付けは、動物を人間依存の生育環境に変え、本来の生態系に悪い影響を及ぼすほか、交通事故や接触事故を誘発するなど問題が多い。これらの動物に対して餌付けを行わないよう利用者への啓発を図る。

## ② ペットの持ち込み

飼い犬等を野生動物の生息域に持ち込んだ場合、野生動物の繁殖環境への悪影響、病原菌の進入など動物の生育環境に重大な支障を及ぼす恐れがあること、歩道等における他の利用者との不慮の接触事故を防止するために、公園計画歩道及び野生動物の生息域として重要な箇所へのペットの持ち込みを自粛するよう利用者への啓発を図る。

## ク ゴミ持ち帰り運動の推進

国立公園の美化推進はもとより、ゴミを減量化し限られた資源の循環を促すことが国民の責務として求められている。<u>また、地</u>元自治体においてはゴミの分別収集と有料化が図られている。このような状況をかんがみ、利用者がゴミを公園に持ち込まず、ひ

図りながら車止めや制札の整備を検討する。

#### ウ アイドリングストップの啓発

地球温暖化防止のために二酸化炭素の排出削減が求められている。また、排気ガス中に含まれている有害物質を削減するために、 駐車中の車両に対するアイドリングストップを働きかける。

#### エ 屈斜路湖における動力船の利用

屈斜路湖は、動力船の無秩序な利用が水生植物や河畔林の生育や静謐な利用環境に影響を及ぼしていることから、令和3年から 車馬等乗り入れ規制区域に指定されている。引き続き関係機関と 協力し、継続して監視をする。

#### オ 安全な水辺利用の推進

屈斜路湖及び釧路川においては、カヌー、ウィンドサーフィン、 ヨット等の静的なボート利用のほか、スタンドアップパドルボード 等新たな利用が拡大している。水辺まで比較的アクセスが良く、遠 浅の利用しやすい環境が整っていることから、ガイド無しの初心者 による利用が目立っている。そのため、浮力体などの安全装備の着 用や緊急時の対応など、水辺の安全利用について関係機関と協力し て呼びかける。

## カ スノーモービル

摩周岳から西別岳一帯、藻琴山から美幌峠にかけては、スノーモービルが高山植生を痛め自然環境に悪影響を及ぼすことから、平成2年に摩周岳及び西別岳並びに平成10年に藻琴山及び美幌峠が車馬等乗り入れ規制区域に指定されている。引き続き関係機関と協力し、継続して監視をする。

## キ 野生動物との共生

# (1) 野生動物の餌付け

キタキツネやヒグマの餌付けは、動物を人間依存の生育環境に 変え、本来の生態系に悪い影響を及ぼすほか、交通事故や接触事 故を誘発するなど問題が多い。これらの動物に対して餌付けを行 わないよう利用者への啓発を図る。

## (2) ペットの持ち込み

飼い犬等を野生動物の生息域に持ち込んだ場合、野生動物の繁殖環境への悪影響、病原菌の進入など動物の生育環境に重大な支障を及ぼす恐れがあること、歩道等における他の利用者との不慮の接触事故を防止するために、公園計画歩道及び野生動物の生息域として重要な箇所へのペットの持ち込みを自粛するよう利用者への啓発を図る。

## ク 資源循環及び脱炭素化の推進

国立公園の美化推進はもとより、ゴミを減量化し限られた資源の循環を促すことが国民の責務として求められている。特に、プラスチックについては生産や流通時における温室効果ガスの排出や海洋プラスチックゴミなど、環境負荷が大きいことが指摘さ

<u>とり一人の自覚と責任において処理することを進めるためゴミ</u> 持ち帰り運動を推進する。

れている。そのため、公園事業施設が率先してプラスチック製品 から紙などの環境負荷が低い製品を導入、販売するよう脱炭素化 を推進する。

#### 第6 地域の美化修景に関する事項

#### (1) 美化清掃

ア 摩周第1園地、摩周第3園地、硫黄山、川湯、砂湯及び和琴半島地区における美化清掃は、財団法人自然公園財団により行われている。実施期間は駐車場事業と同様に4月中旬から11月中旬まで、毎日実施している。今後も現在の清掃体制を維持し、清潔で快適な公園施設利用がなされるよう同財団を指導する。

#### (2) 修景緑化

本管理計画区の植生は、ミズナラ、シナノキ、イタヤカエデ、カッラ等の広葉樹林とこれらにトドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ等の針葉樹が交じった針交混交林とに代表され、屈斜路カルデラの内側部、摩周カルデラの山腹部及び辺計礼山一帯に広く分布している。標高の高い両外輪山周辺にはダケカンバを主とする亜高山性広葉樹林、阿寒横断道路沿線にはダケカンバ・エゾマツ群落が分布している。津別峠〜美幌峠〜藻琴峠の稜線部及び摩周岳、西別岳の山頂一帯は、クマイザサの風衝草原が分布し、所々にハイマツ、コケモモ、ガンコウラン等の高山植物群落が見られる。一方、湖岸及び河川周辺の低湿地にはヤチダモ群落やヨシ、スゲ群落が小面積で分布している。

以上のように本地域には多様な植生が見らる。

したがって、<u>道路、リゾート施設等の建設</u>により生じた自然改変 地の修景緑化に当たっては、次により事業者等を指導する。

- ア 道路の法面は、早期緑化の立場から外来草本種を認めるが、 緑化された後に、速やかに郷土種植物が自然繁殖するよう維持 管理を指導する。また、法面の崩落を防ぐため、緑化基礎工を 十分に行うものとする。
- イ リゾート施設等の面的な箇所での修景植栽は、その地域の現存自然植生を参考に樹種を選定し、早期修景を図る場合は、先 駆植物を、下記のとおり選定する。

山岳地

ダケカンバ、ミヤマハンノキ、ナナカマド、アカエゾマツ等 平野部

ミズナラ、カツラ、シナノキ、イタヤカエデ、ハウチワカエ デ、ヤマモミジ、エゾヤマザクラ、キタコブシ、シラカバ、 ナナカマド、ノリウツギ、エゾムラサキツツジ、エゾマツ、 トドマツ、アカエゾマツ、イチイ等

ウ 高山植物等貴重な植生群落地において法面工事を実施する場合は、外来草本種による緑化は用いず、緑化基礎工及び客土工のみの施工によって、周辺からの自然植生の侵入繁殖を誘導する。

## (3) 硫黄山つつじヶ原植生保全対策

つつじヶ原は、硫黄山の噴気活動によりイソツツジ群落やハイマツ群落が特異<u>植生</u>を呈している。これまで、昭和50年代にシラカバが隆盛しイソツツジ群落が衰退したり(その後、シラカバが自然に枯死した)、噴気口が近いつつじヶ原南部のハイマツが枯死したり、イソツツジ群落内のハイマツが隆盛しイソツツジ群落を被圧するなどの<u>指摘がされて</u>いる。いずれも原因は不明で自然の遷移過程とも考えられることから、人為的に保全対策を実施する場合には、

#### 第6 地域の美化修景に関する事項

#### (1)美化清掃

ア 摩周第1園地、摩周第3園地、硫黄山、川湯、砂湯及び和琴 半島地区における美化清掃は、一般財団法人自然公園財団によ り行われている。実施期間は駐車場事業と同様に<u>5月上旬</u>から <u>10月下旬</u>まで、毎日実施している。今後も現在の清掃体制を 維持し、清潔で快適な公園施設利用がなされるよう同財団を指 導する。

#### (2) 修景緑化

本管理計画区の植生は、ミズナラ、シナノキ、イタヤカエデ、カッラ等の広葉樹林とこれらにトドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ等の針葉樹が交じった針交混交林とに代表され、屈斜路カルデラの内側部、摩周カルデラの山腹部及び辺計礼山一帯に広く分布している。標高の高い両外輪山周辺にはダケカンバを主とする亜高山性広葉樹林、阿寒横断道路沿線にはダケカンバ・エゾマツ群落が分布している。津別峠〜美幌峠〜藻琴峠の稜線部及び摩周岳、西別岳の山頂一帯は、クマイザサの風衝草原が分布し、所々にハイマツ、コケモモ、ガンコウラン等の高山植物群落が見られる。また、湖岸及び河川周辺の低湿地にはヤチダモ群落やヨシ、スゲ群落が小面積で分布している。

以上のように本地域には多様な植生が見られるが、自然改変地を 中心にオオハンゴンソウ等の特定外来生物の侵入が確認されてい る。

したがって、<u>開発等</u>により生じた自然改変地の修景緑化に当たっては、<u>その地域の現存自然植生を参考に樹種を選定し、早期修景を</u>図る場合は、下記の先駆植物を選定する。

(削除)

## (削除)

山岳地

ダケカンバ、ミヤマハンノキ、ナナカマド、アカエゾマツ等 平野部

ミズナラ、カツラ、シナノキ、イタヤカエデ、ハウチワカエ デ、ヤマモミジ、エゾヤマザクラ、キタコブシ、シラカバ、 ナナカマド、ノリウツギ、エゾムラサキツツジ、エゾマツ、 トドマツ、アカエゾマツ、イチイ等

(削除)

## (3) 硫黄山つつじヶ原植生保全対策

つつじヶ原は、硫黄山の噴気活動によりイソツツジ群落やハイマツ群落が特異な景観を呈している。これまで、昭和50年代にシラカバが隆盛しイソツツジ群落が衰退したり(その後、シラカバが自然に枯死した)、噴気口が近いつつじヶ原南部のハイマツが枯死したり、イソツツジ群落内のハイマツが隆盛しイソツツジ群落を被圧するなどの変化が起こっている。いずれも原因は不明で自然の遷移過程とも考えられることから、保全対策を実施する場合には、専門

専門家を交え、調査検討の上対策を実施する必要がある。<u>なお道道</u> 屈斜路摩周湖線の測溝法面にはヤナギ、ドロノキ等が繁茂するよう になっており、既存植生に悪影響を与える恐れがある。このため、 必要に応じ側溝沿いのヤナギ、ドロノキ等の除去対策が講じられる よう関係機関と調整を図る。 家を交え、十分な調査検討の上対策を実施する必要がある。

## 第7 その他関連事項

## (1) 硫黄山の立売り対策について

平成7年頃までは摩周第1展望台園地、硫黄山園地及び砂湯園地等には、利用者が多くなると、屋台、自動車による焼きトウキビ、焼きイカ、土産物品等を販売する立ち売りが出没し、風致上、施設の管理上及び環境保全上問題となっていた。現在、これらの園地において、立ち売りを完全には排除しきれていない現状ではあるが、公園利用者への不当な迷惑がかからぬよう継続して監視をするように努める。

#### 第7 その他関連事項

## (1) 硫黄山等における立売り対策について

平成7年頃までは摩周第1展望台園地、硫黄山園地及び砂湯園地等には、利用者が多くなると、屋台、自動車による焼きトウキビ、焼きイカ、土産物品等を販売する立ち売りが出没し、風致上、施設の管理上及び環境保全上問題となっていた。現在、関係機関の継続的な対策により、立ち売りは見られない。引き続き、公園利用者に著しく迷惑がかからぬよう継続して監視をする。